

# 唐公式令・露布式の研究

— 唐公式令研究 (2) —

中  
村  
裕  
一

## 目次

はじめに	133
一、露布について	133
二、唐代の行軍制に関する若干の考察	136
(イ) 総管の「授斧鉞」について	136
(ロ) 唐代の軍令	141
(ハ) 親王元帥制と隋軍防令	146
三、唐代の露布詞	150
四、「朝制要覽」所載の露布式	160
五、露布の頒布	166
おわりに	180

二五九七

伊  
 三配傳鳳四年諸州廣調及山  
 綠色教符家系條也右謹以聲明  
 鳳年百官相授大行皇帝  
 夫人  
 宣

图版 I 大谷 2597 号文書

石及雅州奉天縣分高峻等故弊狀并  
費制詳知在外亦不考聽事具披加而其  
敬連應乞類繁雜 恩勅雖具碍物於後  
終擬徵收考使奇巧通甚否便擬既於心有益  
差堪久長施行者奉 勅宜付司各詳選  
便擬速度小者詳件商等狀如前請奉者念  
狀下州工准據存別奉行

# 十音借

嘉祐三年八月四日下  
九月嘉祐事原  
至事構詳在案外

事謝似  
父健哥梁

部奏外一素古

勅授長行使 陝西州都督府

除得西州長行坊歸稱上件粟准使歸  
日合餉三百是馬當為一十九日見出後  
餉不滿三百是每日計徵上件粟合徵

可由中央張威魏及王素泥洪曹行主歸

## はじめに

敦煌・トルファン文書と唐公式令断簡 (Pelliot 2819) の発見・出土と告身研究によって、神田喜一郎博士を嚆矢とする中国古文書学、<sup>(1)</sup>就中、唐代官文書様式の研究は飛躍的進展を遂げている。本稿で採り上げた公式令露布式は大唐六典卷八門下省・侍中の条に、

凡下之通于上。其制有六。一日奏抄謂。祭祀度用。授六品以下官。斷流已下罪及除免官当者。並為奏抄。 二日奏彈謂。御史劾百司不法之事。 三日露布謂。諸軍破賊。申尚書兵部。而聞奏焉。 四日議謂。朝之疑事。下公卿議。理有異同。奏而裁之。 五日表。六日狀。

……隋有奏令抄・奏彈・露布等。皇朝因之。其駁議表狀等。至今常行。其奏抄・露布。侍中自審。自余不審。とあるように、唐朝上行文書六種の一形式で、註から明らかかなように戦勝報告書である。残念なことに、唐公式令断簡には露布式の文書形式が規定されていた部分は逸しており、仁井田陞博士が唐令拾遺において、その文書式の存在を想定されながら、現在未詳となっているものである。

## 一、露布について

唐代の露布式を述べるに当って、「露布」の語源ならびに書式の成立過程に関し、概括的説明をしておこう。露布に関しては、清の趙翼が陔余叢考卷二一において次のように考証を加えている。

『三國志』王肅伝の註に『世語』を引き、馬超が反し賈洪を劫かして露布を作らしむ。鐘繇は其の文を識りて曰く「此れは賈洪の作なり」と。『文章緣起』は此れを引いて露布の始めとなす。然れども露布の名は漢已に之有り。但、専ら軍旅に用うに非らざるのみ。『漢書』に「何武刺史となりて屬吏を劾奏するに必ず先づ露布す」(とあり)。「漢官儀」に「凡そ制書は皆彌封す。惟だ赦・贖令は司徒、印して州郡に露布す」(とあり)、『後漢書』禮儀志に「大喪は則ち諸侯王、大夫を遣わして弔を奉じ、馭馬もて露布す」(とある)。漢の桓帝の時、地震(あり)、李雲は露布もて書を上り、副を三府に移せり。亦た之を露布と謂う。『魏武奏事』に云う「警急有れば輒ち露板もて羽を挿す」と。『文心雕龍』に曰く「露布とは版を露わにして封ぜず、諸視聽を布すなり」と。賈洪、此れを作りて曹操を討ちてより後、専ら軍事に用いるは『世説』の(言うが)如し。桓温、北征せしとき、袁宏、馬に倚りて露布を作り、手に筆を停めずして俄に七紙を成すは是れなり。然るに、既に征討の時に用うところと為るも、則ち猶ほ是れは檄文の類にして、專用することに奏捷を以てするに非ざるものなり。故に『文心雕龍』に又た云う「露布は天子親戎すれば、則ち天罰を恭しんで行うと称し、諸侯、師を御すれば、則ち肅んで王誅を將うと称す。是れ本より声罪を

以て討を致すなり」と。

元魏に至り、則ち之を以て捷を奏し、更に帛を竿に書くの例有り。隋の『礼儀志』及び『通典』を按じると記す、「元魏の攻戦、克捷すれば天下に聞かせしめんと欲し、乃ち書帛を漆竿上に建つ」と。『北史』に魏の高祖、南伐して長史の韓顯宗、齊將を斬る。高祖曰く「何為、露布を作らざるか」と。対えて曰く「擒・斬多からず、若し復た長練を高曳し、功捷を虚張せば、其の罪、彌々甚し、臣、卷帛に斂毫し解上する所以のみ」と。齊の神武は芒山の捷に杜弼に命じて露布を為らしむ。即絹に書いて曾って此れを起草せざるは其の証なり。故に『封氏聞見記』に云う「諸軍、賊を破れば帛書を以て諸竿に建て、兵部に上す」と。封検せず宣布して、四方に速かに知らしめんと欲するを謂うなり。乃ち五代史・後唐の莊宗は劉守光を擒え、王緘に命じて露布を草せしめ、緘は布に書き人をして曳かしむ。論者、反って其の故事を知らざるを笑う。歐公亦た遂に之を記し、以て(王)緘の陋を著す。豈に歐公亦た元魏の故事を知らざるや。(下略)

以上、趙翼の考証によって、露布の起源は明らかである。すなわち、「露布」の語は漢代より在ったが、漢代の露布は軍事とは無関係で、赦令・贖令・大喪等を発するとき、それは機密を要さず、むしろ広く聞知せしめる性質のものであるから、封緘しないで内容を見せて公布するという意味に使用された語であり、文字通り字義と一体であった。ところが、後漢末期に曹操を討伐する檄文を露布と呼んだことから、露布は軍事用語となり、北魏に至って、戦勝の旨を帛に書き竿上に建て、天下にそのことを知らせたものを露布と呼んだことから、露布は戦勝報告書とその意が定着し、隋・唐に継承されることになったのである。

趙翼の考証したように、隋・唐代における露布(戦勝報告書)の意は北魏ごろにその起源を求めることができるが、唐代の露布式(戦勝報告の文書形式)の起源が北魏にあるのではないことに注意しなければならない。唐公式令・露布式の直接の起源は大唐六典卷八門下省・侍中の条に、

隋令有奏抄・奏彈・露布等。皇朝因之。

とあるように、隋の公式令である。そして、隋の露布式は前代のそれを参考にして創られたと考えられるが、官文書式がその時代の官人機構の一つの反映と考えるならば、隋及び隋以前の露布式は、三省六部を中心とする所謂、律令官人支配機構が整備される時期に、その直接の起源があると推測される。

次に隋代における露布宣布の次第であるが、隋書卷八礼儀志(三)には次のようにある。

後魏每攻戰剋捷。欲天下知聞。廼書帛。建於竿上。名為露布。其後相因施行。開皇中。廼詔太常卿牛弘・太子庶子裴政。撰「宣露布礼」。及九年(五八九)。平陳。元帥晉王。以駢上露布。兵部奏。請依新礼宣行。承詔集百官・四方客使等。並赴広陽門外。服朝衣。各依其列。内史令稱有詔。在位者皆拜。宣訖。拜。踏舞者三。又拜。郡県亦同。

この記事を読めば、開皇九年(五八九)の平陳の役以来、常に隋の露布宣布は百官・四方の客使に朝服を着用させ、広陽門外に整列させて行ったように解される。しかし、これは隋書のこの記事が、極度に省略化されたために生じる解釈であり、事実を正確に伝えていないと言わなければならぬ。すなわち、隋書卷二文帝紀開皇九年夏四月の条に、

己亥。幸驪山。親勞旋師。乙巳。三軍凱入。獻俘於太廟。拜晉王広為太尉。庚戌。上御広陽門。宴將士。頒賜各有差。辛亥。大赦天下。

とあるように、四月庚戌に文帝が広陽門に御し、百官が広陽門外に集合したのは、平陳の役に従軍した將士を勞う宴に参加したためであって、露布宣布の儀式とは直接関係がないのである。礼儀志の記事は「宴將士」と「露布宣布」の記事が一文化されて、混乱が生じたものであろう。このことは唐・封演の撰した封氏聞見記卷四「露布」の条に、

隋文帝時。詔太常卿牛弘。撰宣露布儀。開皇九年。平陳。元帥晉王。以駢上露布。兵部請依新礼。集百官及四方客使于朝堂。内史令稱有詔。在位者皆拜。宣露布訖。踏舞者三。乃又の拜。郡県皆同。

とあり、露布宣布に際しては百官・客使を朝堂に集めて行うとあるから、礼儀志の記事は極度の省略化のために、事実を伝えていないと確認できよう。

さて、隋の露布は開皇九年、兵部の上奏が採用され、牛弘と裴政の撰した「宣露布礼」に従って、宣布されることになった。その式次第は礼儀志に依っても簡略にすぎ、詳細は不明であるが、前掲封氏聞見記は前文に続けて、

自後因循。至今不改。近代諸露布。大抵皆張皇國威。広談帝德。動逾数千言。其能体要。不煩者鮮云。

とあるから、唐代の露布は「皇國の威を張り、広く帝の德を談」じ、ややもすれば長大なものになったという側面を有するが、封演の生きた天寶年間ころまでは、唐の露布宣布の式次第は隋代のそれと同様であったと推測できる。牛弘・裴政の撰した「宣露布礼」は散逸して伝わらず、

その詳細は不明であるが、唐のそれを明らかにすれば、隋のそれもほぼ明らかにし得るであろう。幸にして、唐の露布宣布の式次第は『大唐開元礼』軍礼の中に「平蕩賊寇宣露布」(後掲)として伝わっている。大唐開元礼は大唐儀礼(貞觀礼)一百卷と顯慶礼一百三十卷を折衷総合して成した。その軍礼の中の「平蕩賊寇宣露布」と隋・牛弘・裴政の撰した「宣露布礼」とは、いま明確な史料で以て、直接的関連を求めるとはできないが、封演の概括的な言を信じるとすれば、「宣露布礼」↙「貞觀礼・軍礼」↘「顯慶礼・軍礼」↙「開元礼・軍礼」という形で、関連を求めることができよう。以上、隋の「宣露布礼」と開元礼・軍礼の「平蕩賊寇宣露布」との関連に対する推測に誤りがないとすれば、唐代の露布宣布の式次第ならびに露布式の起源は、開皇九年ころまで遡らせて考えて大過ないであろう。

右に述べたような沿革をもつ露布は、資治通鑑卷一八四義寧元年(六一七)九月己未の条の考異に引用する「略記」に、

(王)世充擊(李)密。罔不摧破。露布相統而來。百姓忻忻。歎詠於道。

とあるように、隋代すでに戦勝を報じる文書として一般民衆にも定着していたことが知れ、同書卷二〇一龍朔三年(六六三)夏四月乙丑の条には、それまで権勢をふるった李義府一族が時の司刑太常伯(刑部尚書)劉祥道らによって失脚に追い込まれた事件を記し、それに続けて

或作河間道行軍元帥劉祥道破銅山大賊李義府露布。勝之通衢。義府多取人奴婢。及敗。各散歸其家。故其露布云。混奴婢而乱放。各識家而競入。

とある。これによれば、唐代の露布という語は公式的な戦勝報告という限定された意味だけでなく、悪党退治の始末記という意味にも流用され使用されていることがわかる。こうした言葉の転用は、本来の意味が周知徹底しているから生じるのであって、隋・唐代において露布という語は戦勝報告であることが、民衆にも広く認識されていたと解してよいであろう。

## 二、唐代の行軍制に関する若干の考察

唐代前半期の軍制である行軍制については菊池英夫氏によって、詳細かつ体系的な研究があり、<sup>(2)</sup>それらの論考に何ら異論を差し挟む余地はないが、露布が軍制に関連するが故に、若干のことを述べて菊池氏の諸論考の末尾に付したいと思う。

### (1) 総管の「授斧鉞」について

前漢の將軍は常設の官でなく、国の内外の背叛を征伐し四夷を掌るために臨時的に特設される官であり、職務遂行上、統帥権等に関し大幅な独立性と権限が付与される關係上、その任命に当っては特別な儀式が行われた。唐代においても十六衛や三率府に大將軍・將軍の官が常設されたが、これは前漢の將軍とは性格を異にし、前漢の將軍の性格に最も近いのは、唐代前半期においては有事に置かれる行軍大總管（行軍元帥・總管）であった。大唐六典卷五兵部・兵部郎中の条には、

凡大將出征。皆告廟授斧鉞。辭齊太公廟。辭訖。不反宿於家。

とあり、軍防令の逸文と考えられるものを所載し行軍大總管の任命順序・儀式を伝えている。これによれば、行軍大總管は太祖の廟に告げ斧鉞を授り、齊の太公廟に辞すことによって、その地位と権限が付与されることになる。

このように、大總管を任命するに当って、斧鉞は無視できない極めて重要な役割をもっているのである。斧鉞は國語の魯語や漢書刑法志に、大刑用甲兵。其次用斧鉞。中刑用刀鋸。其次用鑕。薄刑用鞭朴。以威民也。故大者陳之原野。小者致之市朝。

とあり、大庭氏は「大刑の中にある甲兵は、天命王命に従わぬ者に対して用いられる軍そのものによる誅伐であり、斧鉞はそれに次ぐ軍吏・兵卒の反戰的行動、軍律違反に対する威嚇であり、処罰としての死刑である。そして甲兵も斧鉞も大刑であって、原野において行われ、市朝において行われる中刑以下の刑罰とは異っているのである」と解釈されている。<sup>(8)</sup> 唐代文献においても、旧唐書刑法志や通典の自序に國語や漢書刑法志と同様の文言があるから、唐代の斧鉞も漢代以前の斧鉞と理念的には同一主旨に基づいて設けたものであると解してよいであろう。

ところで、唐以前における將軍出征とその儀式、就中、斧鉞は如何であったろうか。隋書卷八礼儀志(三)の条には北齊・北周・隋朝のそれを所載している。以下、それを示そう。

## △北齊▽

後齊命將出征。則太卜詣太廟。灼靈龜。授鼓旗於廟。皇帝陳法駕。服袞冕。至廟。拜於太祖。徧告訖。降就中階。引上將。操鉞授柯。曰「從此上至天。將軍制之」。又操斧授柯。曰「從此下至泉。將軍制之」。將軍既受斧鉞。對曰「國不可從外理。軍不可從中制。臣既受命。有鼓旗斧鉞之威。願假一言之命於臣」。帝曰「苟利社稷。將軍裁之」。將軍就軍。載斧鉞而出。皇帝推轂度闕。曰「從此以外。將軍制之」。



〈北周〉

周大將出征。遣太祝。以羊一。祭所過名山大川。明帝武成元年(五五九)。吐谷渾寇邊。帝常服乘馬。遣大司馬賀蘭祥於太祖之廟。司憲奉鉞。進授大將。大將拜受。以授從者。礼畢。出受甲兵。

〈隋〉

隋制。皇太子親戎。及大將出師。則以猊肫一罽鼓。皆告社廟。受斧鉞訖。不得反宿於家。

三朝の將軍出征の儀式において、北周の場合は武成元年(五五九)に授斧鉞の儀を行ったとある。では、それ以前はどうであったのであろうか。想像をたくましくすれば、北周においては、將軍出征において授斧鉞の儀は一定していなかったのではなからうか。北齊の場合はかなり詳細に記録されているが、そこに見える授斧鉞の儀は淮南子・兵略訓に、

凡國有難。君自官召將。詔之曰「社稷之命在將軍。即今國有難。願請子將而応之」。將軍受命。乃令祝史文卜齊宿三日。之太廟。鑽靈龜卜吉日。以受鼓旗。君入廟門。西面而立。將入廟門。趨至堂下。北面而立。主親操鉞持頭。授將軍其柄曰「從此上至天者。將軍制之」。復操斧持頭。授將軍其柄曰「從此下至淵者。將軍制之」。將已受斧鉞。……………

とあるのと相通じるものがあり、時間の経過を無視して、かなり時代がかった儀式を行っていたことがわかる。これに対して、唐と最も近く、重要であるはずの隋のそれは極めて簡略に記述されるのみである。これは何故であろうか。また、隋書の編纂者は何故にそうしたのであろうか。隋代の將軍出征の儀式を簡略にし、北齊のそれを詳細に伝えたのは、隋のそれが、唐のそれと類似し、北齊のそれが異質のものであったからではないだろうか等々疑問が残るが、ともかくも、隋書礼儀志の記事によって、北齊・北周・隋の三朝において授斧鉞の儀が存していたことは疑いない。従って、唐代の大総管派遣に際して、斧鉞が授けられたことは一見、疑う余地がないように思える。

前掲大唐六典・兵部の軍防令の逸文を常識的に解せば、大総管の授斧鉞の場所は太廟であり、皇帝から親しくそれを授かると解せられよう。なぜなら、斧鉞は絶対的主権者の統帥権の象徴であり、絶対的主権者の権限を代行する者から斧鉞を授かることは、もうそれ自体、無意味であ

るからである。唐代の將軍出征の儀に關し、通典卷七六禮典・軍禮「命將出征」の条には、  
大唐之制。如開元禮。

とあり、その儀式はほぼ開元禮に規定する通りであると伝える。これは節度使制が展開する以前のことを指していると考えられ、杜佑の言を信賴する限りにおいて、命將出征は開元年間（七一三―七四一）以前に關しても開元禮に準拠して考えればよいことになる。

さて、開元禮の命將出征の規定であるが、大唐開元禮卷八七軍禮に次の規定がある。

。制遣大將出征有司、宣于太社

。制遣大將出征有司、告於太廟

。制遣大將出征有司、告於齊太公廟

これらの中には皇帝が太社なり太廟なりに出御して大總管に斧鉞を授けることは見えない。また、大唐六典卷一四太常寺・太常卿の職掌の条にも、

凡大駕巡幸。出師克獲。皆扞日。告于太廟。

とあり、通常は太常卿が皇帝の代理として諸廟に報告を行ったのである。大總管の出師に際しては、前掲大唐開元禮に「有司」とあったように、太常卿または宰相クラスの重臣が皇帝の代理として撰太尉か何かの資格で代行したのであって、皇帝から太廟の前において親しく斧鉞を授かるという軍防令逸文記事の解釈は成立せず、別の解釈を必要とし、北齊朝において行われた將軍「授斧鉞」の儀式は唐朝において行われなかったと考えてよからう。

ところで、唐令の影響下に成立した養老軍防令には唐軍防令の「大將出征授斧鉞」に対応するものとして、

凡大將出征。皆授節刀。辭訖。不得反宿於家。

とあり、日本の実情に適合するように、改変されてはいるが、唐の場合と同様に大將出征に際しては節刀を授かる規定であった。そして、「節刀」には次の義解がある。

謂。凡節者。以髭牛尾為之。使者所權也。今以刀劍代之。故曰節刀。雖名実相異。其所用者一也。

唐公式令・露布式の研究

この義解は一見奇妙な義解と言わざるを得ない。なぜならば、養老軍防令の節刀は唐軍防令の「斧鉞」に対して「名実相異なると雖も、其の用いる所は一なり」とならなければならないのに、唐軍防令にはない「節」に対して「節刀」が説明されるからである。何故に日本の明法家がこのような義解をするか問題としなければならない。明法家は唐の制度に精通していたはずであり、「節」と「節刀」と関係を明らかにすれば、唐軍防令の「斧鉞」も若干解決することになるろう。

さて、斧鉞に関しては大唐六典卷一衛尉寺・武庫令職掌の条に次のように見える。すなわち、

器用之制有八。一日……三日鉞斧（……六韜云。武王軍中有大柯斧。刃広八寸。重八斤。名為天鉞。令之大鉞也。魏晉已来。上公親征。猶假其器。）（ハ）（ハ）は原註を示す

斧鉞は唐代行軍の發遣において、將兵の統帥権の象徴して重要な意味を有するものに、六典においては何らそのことが説明されず、ただ「魏晉以來、上公の親征に猶ほ其の器を假すがごとし」と言うのみで、唐代の斧鉞がいかなる意味を持ち機能していたかは明らかでない。ただ、武器の一として存在していたことは確かであるが、武器としての斧鉞が即統帥権の象徴と速断することはできない。

唐代の行軍において、斧鉞が実際に機能していたなら、それは皇帝権の一である統帥権の移譲という重大な行為の象徴であるから、斧鉞は符と同様に、それを管理する官庁があり、嚴重に保管されるべき性質のものであろうと考える。ところが、六典等の文献によって斧鉞を管理する官庁を検索しても、前掲衛尉寺武庫令の武器としての斧鉞の記事しか見当らない。また、行軍發遣に附随して大総管に斧鉞を授けるといふ記事は寡聞にして知らないのである。そして、斧鉞に相当し、それと同種の機能を有するものとして、唐代においては旌節を見出すのである。すなわち、大唐六典卷八門下省符宝郎職掌の条に、

凡国有大事。則出納符節。弁其左右之異。藏准左而班。其右以合中外之契焉。一日銅魚符。所以起軍旅。易守長〔原註略〕。二日伝符。所以給郵駈。通制命。〔原註略〕。三日隨身魚符。所以明貴賤。応徵召。〔原註略〕。四日木契。所以重鎮守。慎出納。〔原註略〕。五日旌節。〔原註略〕。所以委良能。假賞罰。とあり、同じく同条に、

旌節之制。命大將帥。及遣使四方。則請而假之。旌以專賞。節以專殺。

とあり、唐賊盜律卷一九「盜宮殿門符」の疏議に、

節者。皇華出使。黜陟幽明。輶軒奉制。宣威殊俗。皆執旌節。取信天下。

とあるのがそれである。<sup>(4)</sup> 門下省符宝郎の管理するこの旌節こそは漢代の斧鉞と同種の機能を有し、実際に行用していたと断言してよいであろう。

従って、唐軍防令の逸文に「凡大将出征。皆告廟授斧鉞」と規定されている斧鉞の実態は旌節であると考えてよい。こう考えることによつて、日本の明法家が養老軍防令の節刀に「謂。凡節者。以毘牛尾為之。使者所權也。今以刀劍代之。故日節刀。雖名実相異。其所用者一也」と非常に廻りくどい義解を加えた理由が理解できるのである。すなわち、明法家は唐軍防令には斧鉞と明記されているが、その実態は旌節であることを知っていたから「凡節者。毘牛尾為之。使者所權也」という斧鉞の行用からみれば理解し難い義解をしたのである。唐代旌節の行用は日本における節刀と同じく「名実相異なると雖も、其の用いる所は一なり」と言うべきものであった。

#### (四) 唐代の軍令

唐代の軍令は師律(白氏文集)、教令(唐律疏議)とも呼ばれ、通常の刑法である律とは独立した時限法であった。唐代の軍令と言っても、そこには唐代社会の特徴が色濃く、直接的に反映しているのではない。なぜなら、軍令とは戦闘を勝利に導くために集団及び個人が守るべき必須の要件が規定されているのであって、これは時間・空間を超越して普遍的共通性を有するからである。このことは武経总要所載の宋代の軍令とそれ以前の軍令を比較すれば明らかとなる。この理由から、唐代軍令の研究は大きな展望を有するものではないが、唐代軍制の実態を説明するための一手段として、また律令とそれとの関係を法制的観点から考察してみるのは大いに役立つと思う。

唐代の軍令で完本の現存するものはないが、李靖の李衛公兵法(以下、衛公兵法)が最も著名なものとしてあげることができる。この軍令は一体いかにして成立したものであるか。李衛公兵法は一応李靖が作ったものであると認めてよいが、その実体は従来から存した軍令を集成し、成文化したものではなかったろうか。そのように考えられるのは、もし、従来の軍令と関係なく李靖が独自に創作したものとするなら、李靖に至って戦闘方式が従来と一変したことになるからである。唐代文献を検索しても、そのようなことは出てこないものであって、上述のように解して大過ないであろう。

では、李衛公兵法とはいかなる性質のものであろうか。端的に言って、衛公兵法は李靖と言う將軍の私的な軍令にすぎないであろう。隋書卷四八楊素伝に、

素多權略。乘機赴敵。応変無方。然大抵馭戎嚴整。有犯軍令者。立斬之。無所寬貸。每將臨寇。輒求人過失而斬之。多者百余人。少不下十數。流血盈前。言笑自若。及其對陣。先令一二百人赴敵。陷陣則已。如不能陷陣而還者。無問多少。悉斬之。又令三二百人復進。還如向法。將士股慄。有必死之心。由是戰無不勝。稱為名將。

とあり、旧唐書卷七五韋雲起伝に、大業年間のこととして、

会契丹入抄營州。詔雲起護突厥兵。往討契丹部落。啓民可汗發騎二万。受其処分。雲起分為二十營・四道。俱引營相去各一里。不得交雜。聞鼓声而行。聞角声而止。自非公使。勿得走馬。三令五申之後。擊鼓而發。軍中有犯約者。斬紇干一人。持首以徇。於是突厥將帥來入謁之。皆膝行股戰。莫敢仰視。

とあり、隋代のことではあるが、楊素や韋雲起が各々独自の軍令を施き、それに違反したものは斬った伝えているが、これは將軍によって、軍令が異なり、またそれが可能であったことを示している。また、國家によって唐代一度も軍令は制定されてはいない。國家によって制定されない法は私法であり、習慣法である。従って、かかる意味において衛公兵法も李靖の定めた私的な軍令であると認めてよいであろう。唐代の軍令として衛公兵法が著名であるのは、それが従来の軍令の長所を選択し、万人が認める無理のないものであったが故に、資治通鑑卷一九七貞觀十七年（六四三）四月の条に、

初、上使李靖教君集兵法。君集言於上曰。李靖將反矣。上問其故。对曰。靖独教臣以其粗而匿其精。以是知之。云々

とあるように、彼の軍令が後代の將軍に継承され、軍令の標準となった結果である。

しかしながら、唐代において衛公兵法が著名であっても、それが唯一絶対の軍令であったのではない。そのことは前掲の楊素や韋雲起の例から明らかであり、衛公兵法が標準的な軍令として用いられたが、それに加えて各將軍の判断によって、情況に応じた軍令を附加することも、また衛公兵法にまったく依らないで独自の軍令を定めることも理論的には可能だったのである。それを可能にした法的根拠は第一節で述べた授斧鉞という行為であった。將軍は皇帝より斧鉞（＝旌節）を授かることにより、隋唐の文献に散見する便宜従事、便宜行事の語が示すように、彼が指揮する軍を勝利に導くために独自の軍令を布告する権限を有したのである。

次に軍令の発効・失効に関して述べよう。大唐六典卷五兵部・兵部郎中の条に、

凡大将出征。皆告廟授斧鉞。辞齊太公廟。辞訖。不及宿於家。臨軍对寇。士卒不用命。並得專行其罰。既捷及軍未散。皆会衆。而書勞与其費用執俘折賊之數。皆露布以聞乃告太廟。元帥凱旋之日。天子遣使郊勞。有司先獻捷於太廟。又告齊太公廟。

とあり、仁井田陞博士は唐令拾遺・軍防令の条において、右の文は軍防令の三ヶ条を概括して成立したものであると推測され、

諸大将出征。臨軍对寇。士卒不用命。並得專行其罰。

という軍防令の令文を復元されている。これに対応する養老軍防令には、

凡大将出征。臨軍对寇。大毅以下。不從軍令。謂。凡關外之事。將軍制之。欲有所指麾。乃立教令。是為軍令。其自非大将。而諸將軍以下者。不得後出令也。及有稽違闕乏軍事。謂。依律。征人稽留。及之軍興等。是也。死罪以下。並聽大将酌酌專決。選日具狀申太政官。若未臨寇賊。不用此令。

とあり、大唐六典と養老軍防令は言わんとするその意は大体一致しているから、軍令の発効する時期は臨軍对寇の時すなわち、敵と相對した時となる。しかし、このように考えれば、旌節を持って戦場まで行く行軍中はどのような処置に従ったのか疑問が残る。後掲する通典卷一四九兵典(二)雜教令附の条によれば、杜佑は衛公兵法を引用したのち「以上。並衛公軍令。其所科罪。若臨敵則須重。平居校輕。隨時裁定」と註を加えているところからみて、臨軍对寇の時点のみが軍令の発効する時点と解することはできないようである。すなわち、杜佑の註から考えれば、戦場までの行軍過程等(平居)においても軍令は発効しており、特に「臨敵」に際しては嚴峻の軍令(須重)が適応されといっているから軍令の発効にも場合に依じて段階があり、臨軍对寇に際しての專殺権を含んだ軍令の全機能が発効すると考えてよからう。従って、軍令の発効には状況に応じて強弱の差異はあるものの、その発効する時点は旌節を授かった時点と考えてよいだろう。

軍令の失効時期は唐擅興律「諸主將以下。臨陣先退」の条に、

即違犯軍令。軍還以後。在律有條者。依律斷。無條者勿論。

とあり、その疏議に、

疏議曰。若違犯軍中号令者。軍還以後。其所違之罪。在律有條者。仍依律斷。直違將軍教令。在律無條。軍還之後。不令論罪。故云無條者勿論。

と言っていることよって明らかであろう。唐律に言う「軍還以後」とは具体的に言えば唐令拾遺・軍防令に

諸大將出征。既捷。及軍未散。皆会衆。而書勞与其費執俘折馘之數。皆露布以聞。乃告太廟。

あるように、戦闘終結後、將士が会して戦勝報告書である露布を作成し、行軍が解散する時点を言うのであろう。この時、同時に総管に授けられた旌節も皇帝に返納送付され、將士は軍令の失効によって通常の律令法に従うことになるのである。

次に通典卷一四九兵典(二)雜教令附の条を掲げ、杜佑によって引用された衛公兵法とその他の軍令逸文を示そう。なお、衛公兵法は漸西村舎叢刻甲集に汪宗沂の「李衛公兵法」輯本三巻がある。

○諸每營病兒。各定一官人。令檢校煮羹粥養飼及領將行。其初得病及病損人。每朝通狀報總管。令医人巡營。將藥救療如発仰。營主共檢校病兒官。量病兒氣力。能行者給僦一人。如重不能行者。加給驢一頭。如不能乘騎畜生通煎給驢二頭僦二人縛繫將行。如棄擲病兒。不收拾者。不養飼者。檢校病兒官及病兒僦人。各杖一百。未死而埋者。斬

○諸將士不得倚作主帥。及恃己力。強欺傲火人。全無長幼。兼答撻懦弱。減削糧食衣沓并軍器火具。恣意令擊。勞逸不等

○諸應請申數葉行數。於甲襟上抄記。其袍秤知斤兩。於袍背上具注斤兩。并槍量長短尺寸。軍司並立為文按。如事了却納取。按勘數長短斤兩。同即納如有欠。少隨即科決徵。備其軍器常須磨礪修補。亦不得毀棄

○諸兵士死亡。祭埋之礼。祭不必備以牲牢。埋不必備以棺槨。務令權宜輕重折衷。如賊境死者。单酌祭醑。墓深四尺。主將使人臨哭。内地非賊庭死者。准前祭哭。遞送本貫

○諸兵士隨軍。被袋上具注衣服物數并衣資弓箭鞍轡器仗。並令具題本軍營州縣府衛及己名姓。仍令營官視檢押署。營司抄取一本。立為文案。

如有破用。隊頭火長須知用處。即抄為文記。五日一申報營司。如其勘檢。衣資与簿不同。物有贖數。即是偷來。並仰当火隊。見有他物即須勘。当狀送營司。其衣資不上文曆。縱使道失。官不為理。亦不得遞相寄附。即是盜來。受寄及寄物人。並科罪

○諸拾得闌遺物。当日送納。真候者五分賞一。如緣軍須者。不在分賞之限。二日內不送納官者。後殿見而不收者。収而不申軍司者。並重罪。三日外者。斬

○諸有人拾得闌物。隱不送真候。傍人能糾告者。賞物二十段。知而不糾告者。杖六十。其隱物人。斬

○諸有功合賞。不得踰時。有罪合罰。限三日內

○諸軍內不得扇動兵士。恐嚇隊伍。謬作是非敗損營壘

○諸營幕作食事。須及早天。暗以後。即須滅火如夜。有文牒須誦及抄写者。須先狀上營主

○諸軍內行偽。無首從同罪。資財没官。官典取兵士十錢以上絹一尺以上。重罪。盜軍資雜物。并破賊偷賂一錢以上。無首從同罪。如貨易官物。計滿一疋。無首從同罪。應減截兵馬糧料一升以上。無首從同罪。

棄擲軍糧二升以上。無首從。行盜一疋以上。無首從。並同罪

○諸軍中有擄蒲博戲。賭一錢以上。同坐。所賭之物。沒官

○諸營各令作異旗一。放馬。每隊作記旗。放驢。其馬中央放驢。令四面

須奔走驢群。在外駝趁稍難。以此防閑。亦甚允便。營別即令別放。諸

軍不得相交。非直發引之時。不難忽有不虞。追喚亦易

○諸行軍立營。驢馬各於所管地界放牧。如營側草惡。便捫好處放。仍

與虞候計會。不使交雜。各執本營認旗。如須追喚見旗。即知驢馬處

所。諸軍驢馬放牧。不得連繫。每軍營。令定一官。專檢校。逐水草合

群牧放。仍定虞候果毅。專巡諸營水草。各令分界牧放。不使參雜

○諸營除六馱外。火別遣買驢一頭。有病疹擬用殺運。如病人有偏併其

驢。先均當隊馱。如當隊不足。均抽比隊比營

○諸每營折衝果毅。先各請馬衙參來往。自台乘騎。隊馬當直擬防機

急。官人以不得乘騎。其雜畜除非警急。兵士不得輒騎

○諸軍馬聚會。其數既衆。應行六畜。並仰明為軍印。仍須別為營印。

防閑失擬憑理認

○諸營兵發以後。捉得闌遺畜生。亦有兵士失却驢馬衣服馱運。不能勝

舉。並仰於掉後。虞候處取闌遺畜生馱。至前營其六畜却分付虞候。不

得不經虞候。擅取者及借不送。并剪破印及毛尾者。斬

○諸六畜隨軍。如有死者。幹詣所部官。陳牒檢驗。是當營六畜檢印

記。同然許令皮剝。如印不是本營印。即是盜他六畜。殺

○諸將雜畜不得非理誤死損違徵填。諸軍內六畜。不得擅借人乘用

○諸非困獵。不得乘官馬遊獵。若因巡檢便行即聽。及迴換軍司六畜並

重科

○諸應乘官馬事。非驚急不得輒奔走。致馬汗及打脊破以上。並衛公軍令。其所科罪。若臨敵則

須重。平居則校輕。隨時裁定

○諸將三日一巡本部吏士營幕。閱其食飲。蠶精均勞。逸恤疾苦。視醫

藥。有死即上陳以禮祭葬。優給家室。有死於行陣。同火收其屍。及因

敵傷致斃。並本將校具陳其狀。亦以禮祭葬弔贈。如但為敵所損。即隨

輕重優賞。

○有札告違教令者。比常賞倍之。

○有告得與敵通情者。其家妻妾僕馬資產。悉以賞之。

○有札告主者。欺隱所給。比常賞倍之

○塞旗斬將。陷陣摧鋒。上賞

○破敵所得資物僕馬等。並給戰士。每收陣之後。裨將虞候輩。收斂對

總帥均分

○與敵鬪旗頭。被傷救得者。重賞

○漏洩軍事。斬之

○背軍逃走。斬之

○後期。斬之有故不坐

○行列不齊。旌旗不正。金革不鳴。斬之

○與敵私交通。斬之言語書疏並同

○或說道積祈禱鬼神陰陽卜筮災祥訛言。以動衆心。與其人往還言議。

斬之

○無故驚軍。叫呼奔走。謬言烟塵。斬之

○凡言覘候。或更相推託。謬說事宜。兼復漏洩者。並斬之



唐公式令・露布式の研究

○吏士所經歷。因便侵掠。斬之

○姦人妻女。及將女婦入營。斬之

○不戰而降敵。沒其家

○凡有私讎。須先言狀。令其避仇。若本言因戰陣報復者。斬之

○布陣旗亂。吏士驚惶。罪在旗頭。斬之

○陣定。或輒進退。或輒先取敵。致亂行者。前後左右所干之行。便斬

之

○或有弓弩已注矢。而迴顧者。或干行失位者。後行斬前行。不動行斬

干失之行。守圍不固。一火及主吏。並斬之

○遇敵攻圍。危急若前後左右部隊不救。致陷者。全部隊。皆斬之

○說奇伏掩襲。務應機速捷。前將先合後。將即副進退。承接乖者。並

斬之

○為敵所乘。失旗鼓節鉞者。全隊斬之

○戰昼旗頭被敵殺。爭得屍首者。免坐。不得者。旗皆斬之

○凡戰敵失主將。隨從者。皆斬之

○將禦敵裨將以下。等差主率不齊。力同戰。更相救助者。便任斬之

○吏士雖破敵。濫行殺戮。發家墓。焚廬室。踐稼穡。伐樹木者。皆斬

之

○擒獲敵人。或有來降者。真領見摠帥。不得訪問敵中事。若違因而漏

洩者。斬之

○破敵先虜掠者。斬之入敵境同

○凡隱欺破虜所收獲。及吏士身死。有隱欺其資物。兼違令不收恤者。

斬之

○違摠帥一時之令。斬之

○飲宴集聚音樂者。違律

○軍中奔走車馬。違律自陣將軍已下並步入營騎入者同

○更鋪失候。犯夜失号止宿他火。違律

○軍行舍信。各以校部前後為次。失位及攜蘇取水出表外者。違律

○凡有見奇異禽獸虫蛇雜類詭怪之狀。或近軍伍。或入營壘。當時報本

將。領見摠帥。輒有佞說者。違律。

○吏士在行營。切防為人諂誘。如有親故贈遺書信。使人來往。即領見

本將詰弁真偽。或擲遺射書。獲者不得輒開。密封送上摠帥。而違者。

違律。凡違律詳監重論罰、而為等差、衛公李靖兵法、悉已載之、如於庶務、或未盡者、故以此具之

(ハ) 親王元帥制と隋軍防令

唐代前半期における臨時征討軍である行軍の司令官には元帥と(大) 摠管の二種があった。両者の名称の相違するのは大唐六典卷五兵部・兵部郎中の条に、

凡親王總戎曰元帥。文武官摠統者。則曰摠管。以奉使之。則曰節度使。(略)(下)

とあることよって明らかである。すなわち、親王が行軍を指揮する場合には元帥と呼び、それ以外の者の場合には（大）総管と呼んだのである。仁井田陞博士は前掲六典の史料を唐軍防令の逸文と認められず、「唐令拾遺」の中に収められていない。

この親王元帥制は唐初より存在した。資治通鑑によつて示せば、卷一八五武徳元年（六一八）正月戊辰（二十二日）の条に、

唐王以世子建成為左元帥、秦公世民為右元帥。督諸軍十餘萬人救東都。

とあり、<sup>(6)</sup>同年三月の条にも、

己酉（四日）。以齊公元吉為鎮北將軍・太原道行軍元帥・都督十五郡諸軍事。聽以便宜從事

とある。この唐王李淵の諸子の左右元帥・太原道行軍元帥は唐朝創業前のものであり、いかなる法的根拠に基づくものか充分明らかではないが、一般的にみて唐王李淵の地位が実質的に皇帝位と近かった結果の反映と解せられよう。

唐朝創業後の元帥就任例に関しては、前掲書武徳元年六月の条に、

癸未（十日）。薛舉寇涇州。以秦E世民為元帥。將八總管兵以拒之。

とあり、同年八月の条にも、

己丑（十七日）以秦王世民為元帥。擊薛仁果。

とあり、<sup>(6)</sup>同書卷一九〇武徳五年（六二二）十一月の条にも、

甲申（七日）。詔太子建成將兵討黑闥。其陝東道大行台及山東道行軍元帥、河南河北諸州並受建成處分。得以便宜從事。

とあり、唐初において親王が元帥として群雄平定の任にあつたことは明らかである。<sup>(7)</sup>

以下、同様に元帥の發遣例を列挙してみよう。すなわち、旧唐書卷五上元三年（六七六）三月の条に、

乙酉（十七日）。洛州牧・周王顥（Ⅱ中宗）為洮州道行軍元帥。領工部尚書劉審礼等十二總管。并州都督・相王輪（Ⅱ睿宗）為涼州道行軍元帥。領左衛將軍契苾何力等軍。以討吐蕃。二王竟不行。

とあり、対吐蕃戦争に際し、周王李顥と相王李輪が各々洮州道・涼州道行軍元帥に任ぜられている。資治通鑑卷二〇六聖曆元年（六九八）九月の条には、

甲戌（十七日）。命太子為河北道元帥。先是。募人月余不滿千人。及聞太子為元帥。応募者雲集。數盈五萬。戊寅（二十一日）。以狄仁傑為河北道行軍副元帥。右丞宋元爽為長史。右台中丞崔獻為司馬。左台中丞吉頊為監軍使。時太子不行。命仁傑知元帥事。太后親送之。

とあり、聖曆元年（六九八）默啜可汗の侵入に対して、河北道行軍が編成され、周王が元帥となっている。この河北道行軍元帥に関して、旧唐書卷六聖曆元年（六九八）九月丙子（十九日）の条には「令納言狄仁傑為河北道行軍元帥」とあり、旧唐書卷八九狄仁傑伝にも、

聖曆初。突厥侵掠趙定等州。命仁傑為河北道元帥。以便宜從事。突厥盡殺所掠男女万余人。從五廻道而去。仁傑總兵十萬。追之不及。便制仁傑河北道安撫大使。とあり、旧唐書卷一九四（上）突厥伝（上）にも、

則天乃立廬陵王為皇太子。令充河北道行軍大元帥。未幾而默啜尽抄掠趙定等州男女八九萬人。從五回道而去。所遇殘殺。不可勝紀。沙吒忠義及後軍總管李多祚等皆持重兵。与賊相望。不敢戰。河北道元帥・納言狄仁傑總兵十萬。追之無所及。

とあって、周王李暉の後任の河北道行軍元帥として狄仁傑が就任したと伝え、資治通鑑と若干異なる記述をしているが、これは資治通鑑の記録に従い、狄仁傑は「河北道行軍知元帥事」と解すべきであって、狄仁傑が真に元帥職に就任したのではない。また、資治通鑑卷二〇七長安元年（七〇一）の条には、

八月。突厥默啜寇辺。命安北大都護相王為天兵道元帥。統諸軍擊之。未行而虜退。

とあり、同書長安二年（七〇二）五月の条にも、

乙未（二十九日）以相王為并州牧・充安北大道行軍元帥。以魏元忠為之副。

とあり、同書長安二年（七〇二）九月の条にも、

辛巳（十七日）。又以相王且為并州道元帥。（武）三思与武攸宜・魏元忠為之副。姚元崇為長史。司礼少卿鄭杲為司馬。

とあって、則天武后末年、相王（李旦Ⅱ睿宗）が各行軍元帥に就任している例を指摘できる。

それゆえに、旧唐書卷四四職官志・元帥の条に、

旧無其名。安史之乱。肅宗討賊。以広平王為天下兵馬元帥。又以大臣郭子儀・李光弼隨其方面。副之号為副元帥。及代宗即位。又以雍王為之。自後不置。昭宗又以輝王為之也。

とある元帥制の沿革の中で、安史の乱以前において「旧其の名無し」と説明するのは明らかに誤りであり、通典卷三三職官典一四都督・大唐の

条に、

自武徳以来。亦有元帥之号。太宗為秦王。加西討元帥。中宗為周王。為洮河道元帥。睿宗為相王。為并州道行軍元帥。〔安祿山反後。天寶十五載。哥舒翰為諸道兵馬元帥。其後李光弼・郭子儀復為副元帥。李暉・李若幽・李勉又為兵馬都統。蓋從其宜也〕（「」は原註を示す）

とあるのが、適を得た説明である。以上、唐代前半期における行軍元帥の例を示したのであるが、そこに共通するものは、すでに胡三省が、「行軍元帥起於周隋。至唐唯親王及太子為元帥。」と指摘するように、親王・太子のみが行軍元帥に任ぜられる事実であり、前掲した大唐六典卷五兵部・兵部郎中の条の「凡親王綏戍曰元帥。文武官總統者。則曰總管。」という規定が厳守されていたことが確認できる。

一方、唐が継承したと思われる隋代の行軍元帥制はどのようなようになっていたかであるが、隋書を検索すれば、文帝が丞相となったとき尉遲廻を討伐するために韋孝寛が元帥となっており、王謙を討つために梁睿が元帥となっているのが初見であるが、この事例から唐代のように親王元帥の原則が確立せず、庶姓の元帥も存在し得ることを予想させる。次の表は開皇元年（五八一）以降、元帥に就任したものである。

年 月 日	元帥姓名	行軍名	討征国	出典	年 月 日	元帥姓名	行軍名	討征国	出典
開皇元年八月甲午	元 諧		吐谷渾	隋書卷一	〃 〃 〃	虞慶則	原州道行軍	胡	右同
〃 〃 〃	長孫覽		陳	右同	〃 〃 〃	高 頴	寧州道行軍	胡	右同
〃 〃 〃	元景山	東南道行軍	右同	右同	開皇六年	衛昭王爽		突厥	隋書卷四四
〃 〃 〃	高 頴		右同	右同	〃 〃 〃	秦王俊	山南道行軍	陳	右同
開皇二年	豆盧勣	北道行軍	突厥		開皇八年十月	楊 素		陳	隋書卷一
〃	河間王弘	靈州道行軍	右同	隋書卷四三	〃 〃 〃	晉王広		陳	隋書卷四四
〃	衛昭王爽		右同	隋書卷四四	開皇十八年二月甲辰	漢王諒		高句麗	隋書卷四〇
〃	于仲文		右同	隋書卷四四	〃 〃 〃	王世績		右同	隋書卷四〇
開皇初年			胡	隋書卷六〇	開皇十九年	漢王諒		突厥	隋書卷四五
〃			右同	隋書卷四四	〃 〃 〃	晉王広		突厥	
開皇三年五月壬戌	竇 榮 定		吐谷渾	隋書卷一	開皇二〇年四月壬戌	楊 素	靈州道行軍	突厥	隋書卷八四
〃			突厥		仁寿元年	楊 素		突厥	隋書卷六三
〃			突厥		大業元年	楊 素		漢王諒	隋書卷六三

### 唐公式令・露布式の研究

この隋代の行軍元帥發遣の例から次の二点が指摘できる。まず、隋代の行軍元帥は文帝の治世に集中していること。第二には宗室以外の庶姓でも行軍元帥になりうることである。第一の点に関しては、煬帝の治世下の元帥發遣が、隋書の編纂過程において脱落したのではないかと、一応考えられなくもないが、国家の存立にとって重大な意味を持つ軍隊の發遣が煬帝の治世のみすべて省略されるのは不自然であって、大業年間に元帥發遣の例がないのは、脱落や省略ではなく、実際になかったと解してよいであろう。

開皇から大業へと治世が変化する中で、庶姓を含めた元帥制が消滅して行くのは、開皇軍防令と大業軍防令（大業令の編目はまったく不明であるが、軍防令に相当する編目が在ったと仮定して便宜上、大業軍防令と呼ぶ）元帥規定の変化の反映とみなすのべきではなからうか。隋の軍防令に関しては何らの逸文も見い出すことができないが、開皇軍防令には大規模な行軍編成の時は、庶姓を含めて元帥を設定する規定が存在したためであるが、煬帝の中央集権化の一策として、大業軍防令において、元帥は親王の討征の場合のみと限定された結果、表示したような変化が看取されるのではなからうか。唐の律令は隋の開皇律令を継承していると一般的に解されており、元帥に関する規定も隋の軍防令を継承しているとするなら軍防令の元帥就任規定だけは開皇軍防令ではなく、大業軍防令を継承していることにならう。

### 三、唐代の露布詞

唐公式令・露布式の復元に際し、唐代文献はその全容を明らかにし得るものを残していないが、玉海卷二〇三辞学指南の条（金石例卷九露布式の条もほぼ同様）には次のような文を所載している。

尚書兵部 晉曰尚書五兵。隋唐方曰兵部。唐龍朔二年曰中台司戎。天寶十二載曰尚書兵部。 臣某言臣聞 云云 恭惟  
皇帝陛下 云云 臣等 云云 臣無任慶快激功屏營之至 唐露布云不勝慶快之至。或云無任慶躍之至。 謹遣 或云謹差  
某官奉露以聞 紹聖試格。如唐人破蕃賊露布之類

この文は原註から考えて、唐代の露布をそのまま伝えたものではなく、宋代の露布を基準にして書かれていることは明白である。玉海では「露布」として右の一文を掲げるのであるが、本稿「はじめに」で述べたように、露布式は門下省長官・侍中の審査を必要とする上行文書であ

り、玉海所載の「露布」には門下省長官以下の連署の位置が文章中にまったく示されていないから、「露布」と題してはいるが露布式全体を指しているのではなく、その式の一部分を指して「露布」と言っているのに過ぎない。玉海に示された文言は、唐代の露布式の中で使用されるきまり文句であり、このきまり文句を露布式全体から便宜上、区別するため今仮りに「露布詞」と呼ぶことにする。

さて、露布詞に関しては全唐文・唐文粹・文苑英華等の唐代文献に若干の例を見い出すことができるが、中でも代表的なものは文苑英華卷六四七・六四八「露布」に収める次の露布詞であろう。「( )」は撰者を示す」

(一)兵部奏姚州破逆賊諾没弄揚虔柳露布(駱賓王)

(二)兵部奏姚州破賊設蒙儉等露布(前人)

(三)為河内郡王武懿宗平冀州賊契丹等露布(張説)

(四)為幽州長史薛楚玉破契丹露布(樊衡)

(五)河西破蕃賊露布(撰者未詳)

(六)劍南節度破西山賊露布(楊譚)

(七)兵部奏桂州破西原賊露布(前人)

(八)西平王李晟收西京露布(于公異)

これらの露布詞は夙に菊地英夫氏が言及されているように、文学作品の観点からみて価値の高いものであるがゆえに、文苑英華に所収されたものであり、その所収される際の省略のしかたも一様でなく、現存はしないが唐代の一般的露布詞と同列に論じることができない点が存することを指摘しておかねばならない。また、宋代の露布詞に関しては皇朝文鑑(『宋文鑑』)卷一五〇「露布」の条に次に示す二種が所収され、唐代のそれと比較するのに便利である。

(九)嶺南道行營擒劉鋹露布

(十)昇州行營擒李煜露布

玉海に示された露布詞の文言に従って、いま番号をつけた唐宋の露布詞を整理すれば次の四種に類別される。四種に類別されると言っても、本来は規定の文書式によって書かれ、同一形式であったはずであるが、文苑英華等に所収される際の省略のしかたが異ったため、異種が出来た

唐公式令・露布式の研究

のである。それゆえ、ここでは露布詞の異種を類別し、そこから帰納して露布式復元の手懸りとしていたいと思う。□は筆者が露布詞の文言を省略した個所を示し、□は意をもって補った個所を示す。

(1) 尚書兵部臣聞 □ 伏惟

皇帝陛下 □ 無任慶快之誠。

謹遣某奉露布以聞。軍資器械。別簿条上。

(2) 大総管・右金吾衛大將軍・兼檢校洛州長史・河内郡王臣 某 武懿宗

前軍総管・忠武將軍 行左衛翊府中郎將・上柱国・定陽郡開国公臣 楊玄基

行軍長史・朝奉大夫守給事中・護軍臣 唐奉一

行軍司馬・通議大夫行天官郎中臣 鄭杲 等言

尚書兵部 臣聞 □ 伏惟

天策金輪聖皇帝陛下 □ 不勝慶快之至謹遣僊人天官常選李佑・別倭左衛長上校尉張德俊。奉露布以聞。其軍資器械。別簿条上。謹言。

(3) 朝議大夫守左散騎侍郎河西節度経略使營田九姓長行軫運等副使判武威郡事赤水軍使攝御史中丞賜紫金魚袋上柱国臣某破蕃賊露布事

尚書兵部臣聞 □ 洎我

開元天宝聖文神武皇帝陛下 □ 不勝慶快之至謹遣某官奉露布以聞

(4) 嶺南道行營都部署潘美

副都部署尹崇珂都監朱憲 等上

尚書兵部 臣等聞 □ 我

(イ)と同形式の省略の露布詞は(一)・(二)・(四)・(六)である。(ロ)は(三)の「為河内郡王武懿宗平冀州賊契丹等露布」である。(イ)と同形のものは于公異の撰にかかる(八)の露布詞であり、その露布詞の初めには、

神策軍京畿滑北南華鄜坊丹延等州兵馬副元帥李晟於苑牆内神廟倉東南連白苑破逆賊朱泚兵馬收復上都露布事

とあり、「尚書兵部臣聞」以下は皇帝の尊号が変わるのみで、あとは同様の形式をとる。(二)は(九)の「嶺南道行營擒劉銀露布」であり、これと同形式なものは(十)の「昇州行營擒李煜露布」があり、その初めは次のようであり、「尚書兵部」以下は(九)と同様である。

昇州行營馬步戰棹都監・宣徽南院使・義成軍節度使臣 曹彬 等上。

以上、唐宋の露布詞を四種に類別したのであるが、これによって次のことを指摘することができよう。四種とも玉海卷二〇三辞学指南の条、「露布」の文言とはほぼ完全に一致するが、(ロ)・(イ)・(二)においては露布詞の前行軍大総管以下の征討官の連署部分や所謂事書の部分が残存している。これは露布が文苑英華等に所収されるとき(イ)とは省略のされかたが異り、偶然残ったもので、露布式の復元という観点からみれば、(イ)に比較して露布式の原形を若干なりともとめている点で貴重な史料と言えるだろう。(ロ)と(イ)の露布詞を比較するとき、その間にみえる顕著な相違点は(ロ)には大総管以下の征討官の連署部分が残存し、事書の部分を欠き、(イ)には「破蕃賊露布事」・「破逆賊朱泚兵馬收復上都露布事」とあったように事書の部分があつて、征討官の連署部分を欠くことである。(ロ)の露布詞は「天策金輪聖神皇帝陛下」とあつたように則天武后の治世、神功元年(六九七)のものであり(イ)の形式に属するものは天宝元年(七四二)十二月、興元元年(七八四)のものであり、(ロ)と(イ)を比較するとき、行軍制から節度使制へ大きく軍制が変化しており、一率に比較することはできないかも知れないが、公文書において標題である事書は必要なものである。それゆえ、時間の経過・制度の変化を無視して、(ロ)にも(イ)と同じように本来、「破某賊露布事」という事書があつた考えられ、それを補うべきであると考ええる。事書は文書の最初におかれる性質のものであるから、その位置は(ロ)の征討官の連署の前であろう。

次に、この露布詞は露布式全体の中において、どこに位置するのかわかを明らかにしなければならない。露布詞の位置を明らかにすると言つても、露布式自体が不明なのであるから、本末転倒と言ふべきであるが、それを知る若干の手掛りは残されている。すなわち、唐名例律卷五同職



唐公式令・露布式の研究

犯公坐の疏議に、

尚書省応奏之事。須縁門下省。以狀牒門下省。准式依令。先門下録事勘。給事中読。黄門侍郎省。侍中審。有乖失者。依法駁正。卻牒省司。

とあり、唐代尚書省から皇帝に上奏する必要のある案件は、すべて門下省を経由して上奏されるたてまえであり、その場合は給事中、黄門侍郎・侍中の審査が必要であった。露布は大唐六典卷八門下省・侍中の条に「凡下之通于上。其制有六。一日……三日露布（謂諸軍破賊。申尚書兵部。而聞奏焉）」とあり、まず尚書兵部に申し尚書兵部から皇帝に上奏されとあるから、当然、名例律の疏議に言う過程を経たと解してよい。尚書省から門下省を経由して上奏する場合の文書形式は第五章に示す奏抄式である。ところで、大唐六典卷八門下省侍中の旁には「其れ奏抄・露布は侍中、察し自余は審せず（其奏抄・露布。侍中審。自余不審）」とわざわざ註記しているところを見ると、奏抄式と露布式全体とでは文書形式が異っていたと思われる。右の史料の外に露布式の書式を明らかにする文献はないが、右の史料から大約次のような書式が想定されるであらう。

破某賊露布事

行軍大総管具官封臣姓名

行軍長史具官封臣姓名

行軍司馬具官封臣姓名 等言

（露布詞）

尚書兵部臣聞……………

皇帝陛下……………

伏惟

……………無任慶快之誠。謹遣某奉露布以聞。軍資器械。別簿条（申）上。（謹言）

尚書兵部謹奏云事

年月日 兵部郎中具官封臣姓名上

給事中具官封臣姓名讀

黃門侍郎具官封臣姓名省

侍中具官封臣姓名審

聞 御画

右の書式において、露布詞の次に「尚書兵部謹奏云事」としたのは、露布は尚書兵部から上奏すると六典が明記しているからであり、年月日の所は奏抄式を参考とし、上奏の日付が必要であろうと思つて加え、尚書兵部から上奏するのであれば、その担当官は兵部郎中であるから、「兵部郎中具官封臣姓名上」と補つた。以上、不完全ながら露布式の書式を想定したのであるが、露布式全体において露布詞はその最初の部分に位置するものであることが、ほぼ明らかになつたであろう。

露布詞は征討軍である行軍において起草され、尚書兵部に上申されるのであるが、行軍において露布詞の起草を担当するのは行軍記室参軍事であつた。旧唐書卷一九〇(上)文苑伝(上)張昌齡の伝に、

尋為崑山道行軍記室。破処明月。平龜茲。軍書・露布。皆昌齡之文也。

とあり、同書文苑伝(中)陳子昂の伝には、

俄授麟台正字。武攸宜統軍。北討契丹。以子昂為管記。軍中文翰。皆委之子昂。

とあり、行軍管記即行軍記室参軍事として、軍中の文書をすべて起草したと伝え、旧唐書卷一三七于公異伝にも、

建中末。為李晟招討府掌書記。興元元年。收京城。公異為露布。上行在云云。

唐公式令・露布式の研究

とあり、建中末年から于公異も李晟の掌書記Ⅱ記室参軍事として露布を作成したとある。于公異が興元元年（七八四）作成した露布は前掲（イ）の露布である。以上によって、露布は行軍記室参軍事が起草するものであることが明らかとなったであろう。そうすれば、前掲文苑英華（一）（ハ）の露布には作者が示されているが、これらの作者は一度は行軍記室参軍事として従軍したであろうことを予想させる。張説の場合、兩唐書の本伝には行軍の書記官として従軍したことを伝えないが、資治通鑑卷二〇六神功元年の条には、

春三月戊申（十二日）。清辺道総管王考傑・蘇宏暉等將兵十七万与孫万榮戰于東硤石谷。唐兵大敗。考傑死之。考傑遇契丹。帥精兵為前鋒。力戰。契丹引退。考傑追之。行背懸崖。契丹回兵薄之。宏暉先遁。考傑墜崖死。將士死亡殆尽。管記洛陽張説馳奏其事。太后贈考傑官爵。遣使斬宏暉以徇。使者未至。宏暉以立功得免。

とあり、神功元年（六九七）清辺道行軍管記として従軍しており、同年の神兵道行軍の発遣に際しても、（三）の露布を起草しているから、神功元年頃、行軍管記として契丹征討に従軍したことを彼の経歴の中に加えるべきであろう。

なお、征討軍である行軍から提出された露布は門下省を経由して皇帝に報告され一方、大唐六典卷一三御史台・監察御史の職掌の条に、  
凡將帥戰伐。大克殺獲。數其俘馘。審其功賞。弁其真偽。

とあるように、御史台に送付され、監察御史の手によって、露布に記載されている軍功の真偽が厳密に審理されたのである。しかしながら御史台に露布が送付され審査されると言っても、それは皇帝に上奏される前か後かは現在のところ判然としないが常識的に考えれば上奏前であろう。そして、御史台で露布の内容が審理され、そこを通過すれば露布に記載された軍功によって論功行賞が行われるのであろう。露布詞の全文は後掲し、参考に供するが、これはいわば総論的戦勝報告書であって、個人の詳細な軍功は露布詞の末尾に「軍資器械。別簿条上」とある。「別簿」に記載されていたものと思う。別簿は戦闘に使用した軍需物資の台帳、消耗した軍需物資の台帳、捕獲した物資の台帳等の種々の簿からなっていたと思われるが、軍功を記載した簿は隋書卷三七梁睿伝に

睿初平王謙之始。自以威名太盛。恐為時所忌。遂大受金賄以自穢。由是勲簿多不以実。詣朝堂称屈者。前後百數。上令有司案驗其事。主者多獲罪。睿惶懼。上表陳謝。請歸大理。上慰諭遣之。

とあり養老軍防令「申勲簿条」に勲簿とあるように隋唐代は勲簿と呼ばれたらしい。露布詞の本文も後掲するように、かなりの長文であるが、

別簿の一である勲簿も個人の立功を詳細に記録したものであるから、本文の何倍にも及ぶ長大なものであったらうと想像される。なお、勲簿の記載する内容に関しては前掲養老軍防令の条を参照されたい。

露布詞や勲簿に関連して一言申し添えれば、戦闘中の軍功に対して、それを証明する唐代文書が現存することである。その一は天理図書館稀書目録和漢書之部第三に「景竜三年張君義告身」として著録されているもので三通ある。この文書は大庭脩教授によって、「敦煌発見の張君義文書について」と題して詳細な研究がなされている。<sup>(9)</sup> その二は京都藤井有隣館所蔵の第一二、三二号文書である。以下、天理図書館所蔵文書と有隣館所蔵文書を示す。天理文書は大庭教授の解説に従って移録す。有隣館文書の欠格を示す部分は草書体で書かれ、筆者が判読できなかった部分である。

△天理図書館所蔵張君義文書(一)▽

- (1) 勅四 張君義
  - (2) 六日 宿衛陣
  - (3) 同日 領内陣
  - (4) 廿一日城北 五日城西破蓮花寺東調陣 倭人
  - (5) 右使 第貳等
  - (6) 牒得牒稱 □叛圍遼安西道路隔絶君
  - (7) 義等不願微命遂投□ 使突圍救援府
  - (8) 城共賊苦□□陣先 諸件等陣當
  - (9) □使對定□功第貳等訖恐後無有憑准
  - (10) 請給公驗請裁者依檢 使注如前者
  - (11) 君義等救援馬蕃書 入都府自至解
  - (12) 經行陣前□□書 獲賊徒因而退
  - (13)
- 唐公式令・露布式の研究

△有隣館所蔵一、二、三、四号文書▽

- (1) 勅瀚海軍經略大使 牒石抱玉
  - (2) 馬軍行客石抱玉年卅四寧州羅川泉
  - (3) 斬賊首二。獲馬一疋留致五歲 鞍□一具
  - (4) 弓一張。槍一張。刀一口。箭十三。排一面
  - (5) □子甲一領。以上物並檢納歸□
- (欠)

△有隣館所蔵三、二、三、四号文書▽

- (首欠)
- (1) 大ノ
  - (2) 斬賊首一。馬獲一疋瓜父七歲。鞍一具。
  - (3) 弓一頁。排一面。槍一張。箭十□

唐公式令・露布式の研究

(14) 敗有功

由<sup>?</sup>勘檢

(15) 既与状<sup>?</sup>

牒准

(16) 状故<sup>牒</sup>

洪壁牒

(17) (用渠黎州印)

(異筆)  
□籌

(18) 檢校副使<sup>國</sup>

(異筆)  
泉開國男薛 思楚

(4) 右使□殊功第壹等貴□魚袋□□

(欠)

藤井有隣館所藏の二文書はいずれも黄麻紙に書かれており無印であり、出土場所も明確ではないが、「勅瀚海軍經略大使牒石抱玉」とある点から北庭都護府管下で発給されたものと思われ、天理図書館に所蔵される伝敦煌出土・張君義文書と相通じるものがあり、寧州羅川県に本貫を有する石抱玉と無名氏に対する軍功公験で、十二号文書の給付された時期は元和郡県志卷三寧州真寧県の条に「開皇十八年。改為羅川県。以南羅水為名。属寧州。皇朝因之。天宝元年。改為真寧県」とあるから天宝元年以前おそらく開元年間であろう。すなわち、隋唐代の戦闘においては、戦闘において何か軍功を立てると、その場において証明書を発行してもらい、後日の証拠としたのである。前掲隋書梁睿伝に彼が勲簿に事実を正確に記載せず、後日の論功行賞において、軍功の誤りを訴える者が多数でて、事実関係を調査すればその訴えが事実であったと伝え、隋書卷六〇段文振伝に彼が衛王爽の元帥府長史として出征したとき「坐勲簿不実。免官」とあるのは、天理図書館や藤井有隣館に現存するような軍功公験が隋代においても個人宛に発給され、公験と勲簿の記載を照合することによって、勲簿の不正が発覚したことを物語っている。

これまでは露布詞の一部分のみを採り上げて論じてきたのであるが、次に文苑英華卷六四七露布(一)所収の張説の撰にかかる「為河内郡王武懿宗平冀州賊契丹等露布」の全文を示し参考に供しよう。

大惣管右金吾衛大將軍兼檢校洛州長史河内郡王臣某。前軍惣管行左衛翊府中郎將上柱国定陽郡開國公臣楊玄基。行軍長史朝奉大夫守給事中護軍臣唐奉一。行軍司馬通議大夫行天官郎中臣鄭杲等言。臣聞。氛稷薄霄。戎狄謀夏。則武庫兵動中國。有弧矢之威。文昌將飛辺城。用金革之事。蓋以式遏姦暴。大庇黎人。震蠻盪夷。明罰耀武者也。伏惟天策金輪聖神皇帝陛下。仁覆有截。化被<sup>集作</sup>無外。皇圖未臣之克。先帝<sup>集作</sup>不庭之俗。罔不依被声教。浸潤<sup>集作</sup>豈熙。望雲向風。密邇遐裔。

而契丹凶醜奴隸余根苗。非冒集作頓之雄。族異單于之貴種。徒以錯居遠郡。漸化平時。田牧混於四毗。質遷通於三市。集作戍人集作解甲。辺馬垂轡。獸飽而忘恩。蜂蟻養而恣集作毒。敢孤亭育。自絕生成。乃狼心干紀。鴟誼。竊免虐我辺吏。覆我鎮軍。大棘殘於夷落。孤竹淪於荒虛。集作陛下震赫斯之怒。授決勝之符。天地合謀。鬼神助伐。六狄拳圍。百蠻整衆。運機槍而掃除。縱裂集作缺而焚蕩。臣飲冰受斧。指日揚麾。雖謝河間之學。竊慕任城之勇。誓將首冒鋒刃。躬先士卒。上假神兵之威。下定鬼方之罪。凶醜狂悖。素無大志。因乘便利。扇動姦回集作邪。去歲管師疑一軍之尽化。今春輕敵見三帥之不歸。蟻聚窟繁。豺牙益厲。結山戎以四集作寇。連島夷而深集作入。臣乃広開形勢。大振軍聲。集作移告郡邑。金湯固守。伝檄諸軍。犄角相庇。清辺道大惣管建安郡王攸宜杖鉞。前門作鎮幽集作國。當要害之地。挫犬羊之群。高壘深溝。臥集作營而不動。山蛇雲鳥。陣死地而無疑。惣管沙吒忠義。王伯禮。安道買等兵。臨易水。使接桑河。犀渠。衝將集作壯士之冠集作。離騎落集作將軍之戰集作簡。四面當敵集作寇。九拒乘城。御史大夫婁師德。惣管高再集作丹。牟。薛思行等。扞敵中山折衝外侮。訓厲鷹揚之士。輯穆震驚之師。其大部散校分集作離網集作綱。別緒兵車星布。巡太行而綬碣石。介馬雲羅。扶衡漳而連海浦。山川積雨。尽集作消胡騎之塵。草木長風。咸有王師之氣。清辺士馬。稍南驅而擁蹙。神兵甲卒。漸北逐以威臨。但合圍而持重。未輕挑而即戰。重以蕃臣默啜統率氍裘。控弦逾於萬騎。帶申弥於千里。長驅松漠。掩集作柳城。巢穴是空。胎卵皆覆。于時賊衆兵馬屯逼幽州。聞其塞外之敗。懼有舟中之敵。勢力。外窺心腹內非。建安郡王攸宜蓄銳淵唐停乘機電發。援桴作氣。則山岳可搖。書箭一飛。則酋渠相滅。兵纜接刃。元凶授首。春喉蔽野。京觀起於中州。積甲成山。組練收於外府。雖本根斯拔。已蕩漭於一隅。而余孽所以集作滋。尚聯延於數刻集作。賊帥何阿小等頑凶。是極屠儉為資。受其蓄置。肆行驅集作掠。幽陵之下。不知首惡之已擒。西河之間。仍謂遊魂之可恃。士女遭其迫。脇軍城集作被其屠陷。以殺戮為事。戶積虔虔劉之悲。以劫奪為心。家盈剝割之痛。鹿城與李懷璧。衣冠貴冑。令長崇班。背我朝恩。婦誠狄寇。潛修甲杖。輸以利器之資。見委兵權。當其上將之任。蠢茲狂亂。暫集作燎火。言事剪除方申沃雪。晉自阿小至天竺以上皆曹劉慮詞慮集作慮。臣乃盛兵邢趙。塞井陘之隘。命虎賁之將。遏其衝突之鋒。長史唐奉一。馳使洛魏。拋河曹之津。縱羽林之雄。挫其侵軼之勢。臣又遣前軍總管忠武將軍行左衛翊府中郎將上柱國定楊郡開國公揚玄基。押飛騎營中郎將李积。子總管雲麾將軍行玉鈴衛翊府中郎將康國公阿史那毗伽。子惣管冠軍大將軍行左玉鈴衛翊府將宋拔延。子惣管冠軍大將軍行左金吾衛翊府將迴鶴集作果。別勅行人雲麾將軍康載誕。子惣管定遠將軍左威衛長(上)李当義。壯武將軍何集作義本。子惣管忠武將軍何利深。子惣管壯武將軍俱羅羅准。宣威將軍行左玉鈴衛翊府將蘇達俟一作斤度施。子總管定王府典軍成善威。子惣管押飛騎定遠將軍平原府左果毅長上穆仙童。子惣管劉尚珪。子惣管渭川府左果毅鹿思讓。押飛騎左玉鈴衛隊正長上賈楚珪。左鷹揚衛長上花匡鼎。押飛騎李言忠。押飛騎沮忠揚。鎮副張元敬。押飛騎康景休。押飛騎左監門衛司戈資九皐。別奏右武威衛長上楊裔。原州崇岡鎮副康成一作子。右監門衛長上伝阿毛。左監門衛長史殷承範。右衛長上王仁燮。右衛執戟嚴弘琰。右金吾衛羅元讓。潭州花石戍主蘇元暉。前右武威衛長(上)鄭嘉祥。左衛司戈鄭彥湊。媯州威寧戍主崔思暉。押步兵子總管左玉鈴衛長上閻弘誓。別奏右衛親府校尉長上范思臣。右玉鈴衛長上張中儼。別奏首領蘇農姿羅。三品子首領宋義本。別奏游擊將軍左玉鈴衛宿衛哥咄施注比。別奏鄭思疾。左衛滑川府果毅員外置同正阿史(那)岐。子總管王城府檢校果毅任弘誓。別奏檢校虞候任処寂。別奏裴光嗣等。徇其東北。又遣子總管游擊將軍玉鈴左司階伏羌県開國男李弘顏。子總管刑州司戶參軍飛鳥嶺開國男常元楷。子總管原州広牧領將軍元寂。子惣管右武衛員外置同

正武元礼・子総管前潞州参军武其・别勅行人張景・扶州刺史旧鎮副崔敬一・右武衛中郎將阿史德奉職・右鷹威衛將軍業恤啜刺侯斤・右豹韜衛柔遠府長史上果毅吐火羅決斯・右金吾衛果毅執失守直・右鷹揚郎將員外置同正阿所那・左玉鈐衛長上借緋金元濟・東天竺国王僧伽杖摩・右鷹揚郎將僕固郡骨支・左金吾衛郎將阿康地具・右武衛威郎將東河察使・左豹韜衛高城府長上果毅阿史德伏摩支・右玉鈐衛郎將路驢駒・左金吾衛長上阿史德伏摩支・右玉鈐衛郎將路欲谷・游擊將軍葛羅杖延・游擊將軍梁苾木昆・折衝都尉車鼻施侯斤・虔州猶口鎮副白善德・晋州仁寿府果毅侯義威・子総管左武威衛侯伸城府果毅杜玄隱・押後隊長上張德峻・天官常選王暉・常彥緯・押千騎三交戍主董玄景・河州安喬戍主王才龜・別奏康玄寂・押千騎隊楊待封・前冀州堂陽縣丞温待礼・别勅行人白君馨等。略其西南。或折衝其前。或乘蹶其後。整豸貅人佐。奮猛毅集作勇猛之倫。長戟林廻。高旗雲繞。賊党露窮。漏急命窄。途殫。執無全之心。投必死之計。以今月一日。何阿小等帥。不悛之旅。擁脇從之。衆結聚數萬。抗拒官軍。自寅及午。前後九陣。玄基等並鋒鏑爭先。戈鋌遞躍。抗足而趾。鮮卑之血塗地。攘臂而扔人蒸切因也。烏丸之首積野。摧同水陷。裂若山焚。窮其子遺。無復醜類斬獲。逆賊冀州三品大総管何阿小。逆賊河北道招慰大使冀州刺史馬行感。逆賊冀州道副大総管楊奉節。逆賊冀州長史王弘胤。逆賊総管劉伏念。逆賊十二衛大將軍見任鹿城具令李懷璧。逆賊信都具令楊志寂。総管胡六朗。逆賊総管王知先。逆賊帥馬明哲。逆賊三品総管姬目等。魁首巨蠹三百余人。所有戎羯憑陵殘毀之処。臣皆宣布制旨。撫集其人。咸懷聖恩。俱得復業。群凶既定。冀集作四方砥平。二載通誅一朝泯滅。數州怨毒俄然集作爾。清弭舞溢。河冀歌達。塞垣截風浪以息滄溟。廓氛埃而覩白日。郤穀集作獻。何力敢推群帥之勞。叔向有言。實在明君之德。臣憑藉睿略。忝当戎政。神機密運。不待橫草之功。天贊冥符。恭承破竹之勢。伏惟集作瞻廟。勝遠奉朝。歛抃躍之情。倍萬恒品。不勝集作任慶快之至。謹遣廉人天官常選李佑・別奏左衛長上校尉張德俊。奉露布以聞。其軍資器械。別簿条上。謹言。

#### 四、「朝制要覽」所載の露布式

玉海卷二〇三辞学指南・露布の条には「朝制要覽」に所載するとして、次のような露布式を引用している。〔（ ）の部分は筆者が意を以て補足したものである。〕

- (1) 某道行軍元帥府
- (2) 為申破某賊露布事
- (3) 具官行軍司馬封臣名

- (4) 具官行軍長史封<sub>臣</sub>名
- (5) 具官某道行軍元帥<sub>臣</sub>名
- (6) 尚書兵部。臣聞<sub>云云</sub>。謹遣某官<sub>臣</sub>姓名露布以聞。軍資器械。別簿申上。謹上。
- (7) 年月日具官行軍兵曹參軍事<sub>臣</sub>姓名上
- (8) 尚書兵部謹奏。某道行軍。破賊露布事。
- (9) 左僕射具官封<sub>臣</sub>名
- (10) 右僕射具官封<sub>臣</sub>名
- (11) 兵部尚書具官封<sub>臣</sub>名
- (12) 兵部侍郎具官封<sub>臣</sub>名
- (13) 兵部侍郎具官封<sub>臣</sub>名
- (14) 兵部侍郎具官封<sub>臣</sub>名等言<sub>臣</sub>聞<sub>云云</sub>不勝慶快之至。謹以申聞。謹奏
- (15) 年月日。兵部郎中具官封<sub>臣</sub>姓名上
- (16) 給事中具官封<sub>臣</sub>姓名誥
- (17) 門下侍郎具官封<sub>臣</sub>姓名省
- (18) 侍中具官封<sub>臣</sub>姓名審
- (19)
- (20) 聞(御画)



(2) 其行軍無元帥者。載當時軍名。余官無帥者。具行軍見在官。宣制訖。送尚書省領布。

朝制要覽に關しては直齋書錄解題卷五典故類の条に「朝制要覽五〇卷」とあり

屯田郎中宋咸撰此書。伝於陸放翁氏。放翁書其後曰。先君会稽公。晚歲喜觀間。為子弟講論因革。率至夜分。会稽公者。其父宰元鈞也。其書作於嘉祐中。皆因初故実。觀之使有有感焉。

とある。宋史卷二〇三芸文志(二)史部職官類の条には「宋咸平・朝制要覽十五卷」とあり、中興館閣書目にも「朝制要覽十五卷・宋咸撰」とあり、玉海卷六九(下)儀礼に「嘉祐朝制要覽」とあり、「書目」に出るとして

十五卷。凡四十門。嘉祐中。宋咸撰。載朝廷制作有司儀式。

とある。以上の書目によって、朝制要覽十五卷凡四〇門は北宋の嘉祐年間(一〇五六—一〇六三)屯田郎中の宋咸によって撰述され、その内容は宋初の故実を記録したものであることが明らかである。

宋咸なる人物に關しては宋史冀卷二三列伝二三儒林に福建通志に出ずるとして、次のような伝を所載する。

宋咸。字貫之。福建建陽人。先世洪州南昌人。父樂守太子中舍。致仕徙居建陽。生数子皆殤。妻江氏謂樂曰。積善余慶。今生子不育。無乃父母有所闕。与姑自修而已。未幾生咸。綵角好書。不同羣兒。其母每謂樂曰。此子必興宋氏。司勳郎中江拯咸母外家叔父也。知南劍州。母命咸往受業。不数年学大成。登天聖二年進士乙科。知尤溪。累官。知邵武軍。慶歷元年。除太常博士知瓊州。瓊僻在海外。旧未置学。咸奏請設学。賜經史以變夷風。從之集諸生。讀五經於先聖廟。建尊儒閣。暇日親為講授。置学田以資膏火。由是州人始知力学。初咸在尤溪時。上官以積憾。故遣爪牙吏。伺其所為。將加以罪。及至瓊亦如之。聞者以為憂。其母曰。吾兒志大廉決無私事。為人所不得。不足憂也。既而果然。母喪服除。知韶州。州兵卒多驕悍難制。咸以嚴治之俱帖服。皇祐中。狄青經制广西。薦為轉運判官。邕州賊平。以勞轉職方員外郎。仍留任。尋遷轉運使。嘉祐六年。交趾与甲峒蛮寇邕州。詔經略使蕭固。發諸郡兵。赴邕州。咸及提刑李師中議掩擊之已而。師中劾咸党附知州蕭注。坐追官勒停任。終都官郎中。咸莅官所至有声。性耿介不肯阿人以取容。竟以蜚語為師中所彈。然非其罪也。後注起用。而咸已卒。論者以不得尽其才為憾云

右の宋咸伝に「皇祐中、転運判官となり邕州の賊を平げ、勞を以て職方員外部に転じ(転運判官に)留任」とあるのは、広南路における儂智高の反乱平定と關係がある。金石統編卷一四末(二)「平蛮三將題名」によって、その征討軍の概略を示せば次のようである。

- (1) 大宋皇祐四年夏。蛮賊儂智高寇広南。陷十二郡。擄邕州。其年九月。
- (2) 詔。以枢密副使狄公統兵南征。号二十万。明年正月己未。与賊戰于帰仁。大破之。翼日。復
- (3) 邕州。賊之余党。遁于銅柱之外。二月丁亥。班師至桂林。
- (4) 詔換河中旌節。召還機密。凡從行將佐。文武官二百三十一員。今記將官己下姓名于左。
- (5) 宣徽院使・彰化軍節度使・荆湖南北路宣撫使・都大提拳・広南經制賊盜事狄青第一將
- (6) 左衛將軍・荆湖北路兵馬鈐轄王遂。西京左藏庫副使孫節戰没於陣、贈忠武軍節度觀察留後
- (7) 如京副使賈逵。西京左藏庫副使竹崗。文思副使時明。
- (8) 管勾機宜・太子贊善大夫馮炳。權石州軍事推官武緯。管勾糧草・殿中丞霍建中。
- (9) 走馬承受・公事入内・内侍省内西頭供奉官張若水・李若訥。
- (10) 枢密直学士・右諫議大夫充荆湖南路・江南西路安撫使・広南經制賊盜孫沔。
- (11) 内園使・陵州團練使・入内侍省押班充荆湖南路江南西路安撫副使・広南經制賊盜石金彬。
- (12) 第二將下。莊宅使荆湖南路兵馬鈐轄劉几。文思副使張憲。六宅副使孫昂。
- (13) 供備庫副使鄧守恭・夏元崇。内殿承制・閣門祗候孫宗旦。
- (14) 管勾機宜・都官員外郎鄭紆。勾当公事・殿中丞王綱。管勾糧草・効用侍其濬。
- (15) 秘書監・知桂州充広南西路都鈐轄兼經略安撫使・広南東西路經制賊盜余靖第三將下。
- (16) 皇城使・広南西路兵馬鈐轄李定。供備庫副使史青。
- (17) 内殿崇班武防。虎翼都虞候呂斌・張遠。管勾糧草・大理寺丞章詢。
- (18) 經制賊盜司・走馬承受公事入内侍省内西頭供奉官李宗道。西頭供奉官李達。
- (19) 管勾機宜・守將作監主簿余仲荀。勾当公事權邕州節度推官黃汾。
- (20) 轉運使・管勾隨軍糧草・都官員外郎孫抗。轉運判官・都官員外郎宋咸。
- (21) 提点刑獄同計置糧草・司門員外郎朱寿隆。文思副使高惟和。
- (22) 其年二月。曲赦広南東西路。甄勞能減租賦。其死事者給棺。斂録子孫。溪洞首領。不從賊
- (23) 者。悉加恩賞。又宣德音。荆湖江南。詢疾苦瀾賦役。雜犯死罪已下。並從慮減。四月。又

- (24) 詔以書為樞密使。孫沔授給事中・樞密副使。余靖遷工部侍郎。石金彬授宮苑使・利州觀  
 察使。孫抗授司封員外郎・宋咸職方員外郎。朱壽隆考功員外郎。高惟和左藏庫副使。王  
 (25) 遂而下。定功為五等。第一等轉官五資。余增秩有差。

この史料によれば、皇祐四年（一〇五二）宋咸は転運判官として従軍し、功勞を以て職方員外郎に進み、その前官は都官員外郎であった。そして、宋史翼が伝えるように転運使（嘉祐六年（一〇六一）以前）に至り、他の史料に明記しないが、書録解題に伝えるように京官も屯田郎中に至ったものと解せられる。以上によって、宋咸なる人物と朝制要覽の成立時期はほぼ明らかになったであろう。

ところで、朝制要覽所載の露布式はいったい何時頃のものであろうか。直齋書録解題等の書目に従えば、朝制要覽は北宋初期に行用していた諸制度を記録したものであるから、そこに所載されている露布式も、北宋初期に行用していたものと言えよう。しかしながら、この露布式は北宋初期に創作されたものではない。なぜなら、北宋初期における軍制は節度使を中心とするものであり、露布式にみえる「行軍」が編成された事実はないからである。北宋初期に露布式を創作したと仮定するなら、当時の軍制なら政治制度の実体・実情に則した露布式を制定するはずであって、唐の開元年間には、すでに実体を失った隋・唐初期の臨時征討軍である行軍制に則した露布式を創作するはずはない。

従って、この露布式は唐代前半期における行軍制下のものであり、軍制が節度使制に変化し、文書式に規定された行軍元帥、行軍長史、行軍司馬、行軍兵曹參軍事等の官名等の実体がなくなってもかかわらず、その官名が固定化され、各々それに相当する軍官名におきかえられて便宜的に使用され、申明継受されて北宋に至った可能性が大であると言わねばならない。このことは仁井田陸博士が宋の淳化・天聖令は唐の開元二五年令と大差がなく、元豊令から宋独自の令に変化し始めると言う意味のことを述べられていることによっても推測でき、また、前掲玉海卷二〇三辞学指南・露布の条に玉海の撰者王心麟自身が、

紹聖試格。如唐人破蕃賊露布之類。

と註を加え、紹聖（一〇九四—一〇九七）試格における露布式は唐代のそれとほぼ同様であると言っていることから、明らかであろう。では朝制要覽所載の露布式は唐代の何時頃の時期のものであろうか。これを決定する方法としては露布式にみえる官名とその名称の変更した

時期を照合すれば、ほぼ明らかになる。露布式にみえる官名とその名称変更は次のようである。

年号	左右僕射	兵部尚書	兵部侍郎	侍中	門下侍郎	給事中
(武徳元年)	左右僕射	兵部尚書	兵部侍郎	侍中	黄門侍郎	(618) 給事郎
(武徳4年)						(621) 給事中
(龍朔2年)	(662) 左右匡故	(662) 司戎太常伯	(662) 司戎少常伯	(662) 東台左相	(662) 東台侍郎	(662) 東台舍人
(咸亨元年)	(670) 左右僕射	(670) 兵部尚書	(670) 兵部侍郎	(670) 侍中	(670) 黄門侍郎	(670) 給事中
(光宅元年)	(684) 文昌左右相	(684) 夏官尚書	(683) 夏官侍郎	(684) 納言	(684) 鸞台侍郎	
(神龍元年)	(705) 左右僕射	(705) 兵部尚書	(705) 兵部侍郎	(705) 侍中	(705) 黄門侍郎	
(開元元年)	(713) 左右丞相			(713) 黄門監		
(開元5年)				(717) 侍中		
(天宝元年)	(742) 左右僕射			(742) 左相	(742) 門下侍郎	
(天宝11載)		(752) 武部尚書	(752) 武部侍郎			
(至徳2年)		(757) 兵部尚書	(757) 兵部侍郎	(757) 侍中		
(乾元元年)					(758) 黄門侍郎	
(大曆2年)					(767) 門下侍郎	

以上によって、朝制要覧所載の露布式にみえる官名を同一時期において充足させることができるのは大暦二年（七六七）以後の時点である。大暦二年当時においては行軍制は存在しえないのであるから、要件を満たしたとしても意味はない。それゆえ、朝制要覧の露布式は敦煌発見公式令断簡のように唐代前半期のある時点の公式令露布式を抜き出したものでなく、官名の変更とともに、随事文書式の官名を改められて唐代後半期にも行用され、それが北宋に継承された可能性が大である。

この露布式は唐代の形式をよく伝たものであると認めてよいが、ここに示された文書式が唯一絶対のものではない。例えば、前節に示した露布詞の結句は「奉露布以聞」であったが、ここでは「露布以聞」であり、多分「奉」字が脱落していると考えられるし、この露布式では征討官の署名順が行軍司馬・行軍長史・行軍元帥の順であるが、前節の(回)では、その逆となっている。いずれが正しいかは現在のところ判断する史料がない。また(回)では征討官は姓名ともに記入されているのに対し、この場合は「臣名」となっており姓を記入しない。また、(回)においては征討

官の末尾に「等言」という文言があるが、この露布式にはない。補うべきであろう。断片にして実例が残っているのであるから、実例に則して理解すべきである。それに、この露布式では兵部侍郎は一員のみ署名する規定であるが、唐代では総章二年（六六九）に二員となり、長寿二年（六九二）には三員に増員され長安四年（七〇二）に再び二員となっている。こうした定員の増減は文書の形式の上に敏感に反応するはずであって、この露布式のように、増員されても一員のみが連署するというのは疑問であって、「兵部侍郎具官封臣名」が一行脱落していると思われる。このような欠点はあるが、この露布式は唐代のその原形をかなりよく伝えたものであると解してよく、露布式の末尾に「其行軍無元帥者。載當時軍名。余官無帥者。具行軍見在官。宣制訖。送尚書省頒布」と註記が存することから考えて、唐公式令・露布式の逸文と認めて大過なきかと思う。

## 五、露布の頒布

前章に述べた朝制要覧所載の露布式から明らかのように、文書処理の上で露布は尚書兵部から上奏という形で門下省を経由して皇帝に報告され、皇帝はそれに対して可否の意志を示さず、ただ「聞」と書くのみであった。朝制要覧所載露布式の末尾にある註記に「宣制訖。送尚書省頒布」とあるように、露布は皇帝に上奏したのちは諸州に頒布し、戦勝を弘く臣民に知らせる規定であったようである。隋書卷八礼儀志(三)に、

及九年<sup>(開)</sup>平陳。元帥晉王。以馭上露布。兵部奏。請依礼宣行。承詔集百官・四方客使等。並赴広陽門外。服朝衣。各依其列。内史令称有詔。在位者皆拜。宣訖拜。踏舞者三。又拜。郡、県亦同。

とあり、開皇九年（五八九）の平陳の露布は郡・県にまで頒布されたと伝えており、露布そのものが本来、戦勝を知らしめるためのものであったから、朝制要覧の露布式の註記の通り、唐代において露布は諸州に頒布されたと考えて大過ないであろう。

大唐開元礼卷八四軍礼「平蕩寇賊。宣露布」は朝廷における「宣露布」の詳しい式次第を伝えている。これは露布式の末尾にある宣制に当り、皇帝へ露布が上奏されたのち、在京の官人に対してなされたものであろう。

其の日、宮を守り群官の次を量設す。露布至れば兵部侍郎奉じ以て奏聞す。仍ち承制して文武群官・客使を東朝堂に集め、群官・客使至れば俱に次に就く。各々其の服を服して礼設を奉ず。群官は東朝堂の前の南近くに版位す。文は東、武は西、重行して北を向き相對して首となす。又た客使の位を設けること常儀の

設の如し。中書令は群官の北に位して南を向く。時刻を量り、吏部兵部は群官・客使を贊し次を出でしめ、謁者は贊引して各々に就いて立定せしむ。中書令は露布を受けて案に置く。令史二人は公服を絳して之を対挙す。典謁は中書令を引き、案を挙げる者之に従う。出でて南面して位に就く。案を持つ者は中書令の西南に立ち、東面して立定す。案を持つ者、中書令の前に進む。中書令、露布を取り、案を持つ者退いて位に復す。中書令「制有り」と称す。群官・客使皆再拜す。中書令露布を宣じ訖れば群官・客使又た再拜し、皆舞蹈し、訖れば又た再拜す。謁者は兵部尚書を引いて中書令の前に進み、露布を受け退いて位に復す。兵部侍郎前して之を受く。典謁は中書令を引い、入謁者は群官・客使を引いて各々次に還る。

尚書省から諸州に頒布される文書の形式は大唐六典卷一尚書都省・左右司郎中・員外郎の条から明らかなように符式である。符式は敦煌発見唐公式令断簡に残っており、その書式は判明している。しかし、符式で以て諸州に頒布することは判っても、露布式全体がどのような形で符式の中に組み込まれるのか、十分明らかでない。このことは、現在のところ露布式だけに限らず、告身を除くすべての下行文書について言うことができるであろう。次に、敦煌発見唐公式令の符式と典型的な符を示しておこう。

### 〈符式〉

尚書省 為某事。

某寺主者。云云。案主姓名。符到奉行。

主事姓名

吏部郎中具官封名

都省左右司  
郎中一人准

令史姓名

書令史姓名

年 月 日下。

唐公式令・露布式の研究

右尚書省下符式。凡應為解向上者。上官向下皆為符。首判之官署位。准郎中。其出符者。皆須案成。并案送都省檢勾。（若事當詳會者。仍別錄會目。与符俱送都省）其余公文。及内外諸司出文書者。皆准此。

△園城寺所藏 過所▽

尚書省司門

（尚書省司門之郎）

福壽寺僧円珍年肆拾參

行者丁滿年伍拾并隨

身衣道具功德等

韶広両浙已來関防者、上件人貳。今月 日  
得方年県申稱。今欲本貫觀省。并往諸道州  
府巡礼名山祖塔。恐所在関津守捉。不練行由。請給  
過所者。准狀勘責。狀同此。正准給。符到奉行。

主事 袁參

都官員外郎判 祇

令史 戴敬悰

書令史

大中玖年拾壹日 拾伍日下。

蒲関十二月四日 勘出

丞 郢

首 欠

- (1) 石及雍州奉天具令高峻等。救弊狀并臣
- (2) 等司訪知在外有不安穩事具狀。如前其勾
- (3) 徵逋懸色類繁雜。恩勅雖且停納。於後
- (4) 終擬徵收。考使等所通甚為便穩。既於公有益。
- (5) 並堪久長施行者。奉 勅宜付所司參詳遂
- (6) 便穩。速廵分者。謹件商量狀。如前牒奉者。今以
- (7) 狀下州。宜准狀。符到奉行

(8) 主事謝侃

(9) 比部員外郎 奉古 令史鉗耳果

(10) 書令史

(11) 景龍三年八月四日下

(12) 十五日倩

(13) 九日十五日錄事□? 受

(14) 連順白

(15) 十六日 參軍撰錄事參軍□? 付

唐公式令・露布式の研究



唐公式令・露布式の研究

告身式の下達形式が明瞭であるのは次に示すように敦煌出土唐公式令断簡にその文書形式が存し、また告身の実物が現存していることによるが、その下達の形式が一般の詔・勅等の下達と異っていることは、わざわざその文書形式を公式令に規定していることによって明らかであり、告身の下達形式を参考にして一般の詔勅・露布等の下達方式を推測することはできない。

△制授告身式▽

門下。具官封姓名（不称姓者。依別制。册書亦准此。德行庸勳。云々。） 德行庸勳。云々。  
可某官（若有勳官封。及別兼帶者。云某官及勳官封。其非貶責。漏不言封勳者。同銜授法。主者施行。若制授人數多者。並於如故。其非貶責。漏不言封勳者。同銜授法。主者施行。若制授人數多者。並於名歷名件授）

年月日

中書令具官封臣姓名 宣

中書侍郎具官封臣姓名 奉

中書舍人具官封臣姓名 行

侍中具官封臣名

黃門侍郎具官封臣名

給事中具官封臣名 等言

制書如右。請奉

制付外施行。謹言。

年月日

制可

月 日 都事姓名 受

左司郎中付某司

左丞相具官封名

右丞相具官封名

吏部尚書具官封名

△奏授告身式▽

尚書吏部（余司授官奏謹奏某官名等擬官事具官姓名。某州某縣。本品若干人。者各載司名。謹奏某官名等擬官事具官姓名。本品若干人。）  
右一人云云（謂若為人。學。若注。學。人。具。官。封。姓。及。所。學。之。狀。若。選。者。皆。略。注。其。由。歷。及。身。才。行。即。因。解。更。得。叙。亦。略。述。解。由。及。擢。用。之。狀。）  
今擬某官某品替某甲考滿若因他故解免元闕者亦隨狀言之

左丞相具官封臣名

右丞相具官封臣名

吏部尚書具官封臣名

吏部侍郎具官封臣名

吏部侍郎具官封臣名等言謹件同甲人具姓名等若干人擬官如右謹以申聞謹奏

年 月 日 吏部郎中具官封臣姓名上

給事中具官封臣姓名 讀

黃門侍郎具官封臣姓名 省

侍中具官封臣姓名 審

聞御面

月 日 都事姓名受

左司郎中付吏部

吏部尚書具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

左丞具官封名其武官。則右丞署。若左右丞  
内一人無。仍見在者通署

告具官封名。奉被

制書如右。符到奉行。

主事姓名

吏部郎中具官姓名

令史姓名

書令史姓名

年月日下。

右制授告身式。其余司応授官爵者准此。

左丞具官封名

告具官姓名計奏被

旨如右符到奉行

主事姓名

吏部郎中具官姓名

令史姓名

書令史姓名

年月日下

一方、日本の古代律令国家においても唐朝と同様に公式令の中に官文書の書式を規定しており、詔書の発布は次の手続を経て下達される。詔書の発布を直接担当するのは中務省であり、まず中務省の書記官である内記が原案を起草して天皇にたてまつる。天皇はこれに日付の一字を記入し（これを御画日という）中務卿に下す。中務省はこれを省に留めて別に一通を写して、これに中務卿、中務大輔、中務小輔が署名し、それぞれの署名の下に「宣」「奉」「行」と書き、中務省印を押して太政官に送る。太政官では太政大臣・左右大臣・大納言が署名して、詔書の施行を上奏する。これに対して天皇は「可」字を記入して詔書の施行を承認される。太政官ではこれを官に留めて、在京の文武諸官衙に対しては別に詔書を写して、これを施行する旨を記した太政官符を添えて下し、地方（大宰府と諸国司）に対しては詔書の文意を文章の中に織り込んだ太政官符に附符を下した。次に示す太政官符は（一）類聚符宣抄第四詔書事と（二）同書第六文譜に収められたもので、いま述べた詔書の下達形式通りのものである。

(一)

### ○詔書事

唐公式令・露布式の研究

唐公式令・露布式の研究

太政官符神祇中務式部治部民部兵部刑部大藏宮内彈正左右京修理勘解由齋宮齋院才官省台職寮司

太政官符左右近衛左右衛門左右兵衛左右馬兵庫才府寮

詔書〔朱世〕壹通〔藤子〕  
上尊号為太上天皇皇太后曰太皇太后事

右詔書頒下如件。諸司諸衛承知。符到奉行。

〔菅原在躬〕  
左少弁

右大史

天慶九年五月一日

太政官符五畿内七道諸国司

頒下詔書事

右去月廿六日詔称。朕恭膺聖鑒。濫握神符。上欽七廟之重。心深兢惕。下荷兆人之責。念切憂勞。太上天皇。功冠百王。道光四表。華夷染化。動殖霑仁。鳳穴龍庭。咸受正朔。蟠桃榘木。尽入隄封。皇天之曆運未傾。寓鼎之謳歌猶至。而猷彼垂衣。期茲脱屣。遂积天下之重負。永懷物表之高居。勤遜万機。隔撫臨於紫極。想凝衆妙。追恬悒於玄闕。令仰太上之鴻名。垂清虚之儉德。奉順叡旨。恐虧朝章。既有恒規。何愆旧典。冀循先王之礼制。式副四海之御瞻。宜上尊号為太上天皇。〔朱世〕皇太后曰太皇太后。〔藤子〕普告遐邇。令知朕意。主者施行者。諸国承知。符到奉行。

左少弁

右大史

天慶九年五月一日

(二)

○可上封事

太政官符 六畿内七道諸国司

頒下 詔書事

右今月廿日 詔称。自古之論明王聖世者。莫不称就日之后。引薰風之朝矣。然置鼓傾耳。求聞諛諂之聲。建木虚心。思見諂議之色。朕以眇身。謬膺鴻慶。雖受照華之寶。未改昧非之懷。故馭俗九年。猶迷衡軛之內。涉道半日唯。馮舟楫之間。遂無德之動天。亦非仁之被物。爰陰陽難和。貢賦易闕。帑藏自乏。采辱之主。康衢久絕。治安之謠。况乎新離供養。弥勞撲腸。昔漢章之長者。先想巖穴之說。今殷憂之寡人。盍佇葉石之言。宜令公卿太及京官外国五位已上職居官長。秀才明經課試及弟名為儒士。各上封事。極陳得失。凡厥法令之不便於時。勿有所諱。政教之有助於化。皆復不遺。深存有犯無隱之義。摠敷益国利民之謀。詞扨浮華。理拾簡衷。永忘面從之意。不吐膚授之談。庶得忠謨。以補要術。主者施行者。諸国承知。符到奉行。

從五位上守權右中弁兼大學頭藤原朝臣国光 左大史正六位上兼行春宮大属御宗宿祢維宗  
天曆八年七月廿八日

唐朝における詔書（詔制書）の発布手続は日本と比較して官人機構の相違から官名等が若干異なるだけであって、大体日本のそれと同様であることは内藤乾吉博士によって明らかにされている<sup>12)</sup>。ただ問題となるのは、唐の場合「制可」の二字が記入されたのち、尚書省に回送されて、いかなる形式で下達されるかということである。日本においては、在京諸司に対しては詔書を写し、それに太政官の詔書を施行する旨の符を付し、また地方に対しては贍詔符で以て下達したが、在京諸司に対する詔書とは、詔書の本文のみを指すのか、それとも本文とその立案を担当した中務省の官人、日付、審査し詔書の施行を請うた太政官の官人と施行を許可した「可」字までを詔書というのか判然としない。ともかく唐朝の詔、敕下達の形式をうかがうものとしては唐職制律「諸稽緩制書者」の条に

諸稽緩制者。一日笞五十。贍制敕符移之類皆是。一日加一等。十日徒一年。

とあり、唐朝にも贍制符・贍制移・贍敕符・贍敕移の語が存することから、その下達形式は先に例を示した日本の場合と同様の形式であったと推測される。また、唐職制律「諸被制書」の条に、

唐公式令・露布式の研究

諸被制書。有所施行。而違者。徒二年。失錯者。杖一。目。失錯謂失其旨。

とあり、その問答に、

問曰。条云。被制書施行。而違者徒二年。未知敕及奏抄。得罪同否。

答曰。上条稽緩制書。注云。膳制敕符移之類皆是。即明制敕之義。輕重不殊。其奏抄御親書聞。制則承旨。宣用御画不輕。承旨理与制書義同。

とあり、制書でなく敕書及び奏抄の施行に当って違えた者の罪を質しているが、答は同様であるといっている。これは、制書・敕書・奏抄の重要性からくる違犯の罪を論議しているのであって、形式を論じているのではない。従って、下達の形式として膳制敕符移の語はあるが膳奏抄符移の語がない点、注意してよい。なぜならば、前節において明らかにしたように、露布式は征討軍の戦勝報告と奏抄式から成る文書形式であり、下達されるとすれば奏抄式の下達形式とほぼ同一の形式を以てなされるであろうと想定されるからである。

唐朝の制敕が膳制敕符移で下達されるといっても、まだ問題は残される。それは次のような場合である。唐大詔令集卷三〇監国・肃宗命皇太子監国制には次のような制書を所収している。〔（一）と改行は筆者が意を以て行ったものである〕

門下。天下之本。屬於元良。四方之明。資其繼照。是有伉婦之義。必膺監撫之重。克広前烈。与人守邦。非君父之独親。俾生靈之同戴。朕号慕弓劍。寢居絳經。頃以疾苦。未能康寧。殘寇猶虞。中原多壘。軍国大務。理須參決。乃眷匕鬯。共承宗祧。

皇太子予天縱聰明。日躋德業。中興締構。已有大功。問安内寢。知九国之夢。制勝戎闡。高五官之才。時方艱難。礼在諒闇。其以庶政。委之元子。宜令權監国。又以上天降宝。猷自楚州。神明告歷數之符。金壁定祲災之氣。總集瑞命。祗承鴻休。因以体元。叶于五紀。其元年宜改為宝應元年。建巳月改為四月。其年月並依常數。仍旧以正月一日為歲首。受茲福庇。佇以升平。因日月之重光。布雲雷之渥沢。其天下見禁囚徒。罪無輕重。并已發覺未發覺已結正未結正。四月十五日昧爽以前。一切放免。左降官宜即量移近处。流人即一切放廻。有司更不得輒有類例条件。其楚州刺史并出宝泉官及進宝官等。量与進改。随進宝官典廉等。各量与一官。宣示中外。咸知朕意。主者施行。

（上元二年四月？日）

司徒兼中書令（在使）

戸部侍郎同中書門下平章事知中書事臣元載（宣）

特進行侍中上柱國韓國公臣晉卿

銀青光祿大夫行黃門侍郎同中書門下平章事臣遵慶

朝請大夫守給事中臣液 等言

臣聞明而作難。所以照天下。洊雷為震。所以貞万邦。故書美元良。易昭匕鬯。伏惟

皇帝陛下。玄德広被。仁風大治。匡復宗社。弘濟艱難。孝道純深。聖懷罔極。居憂致毀。恭默何言。伏惟

皇太子。承累聖之資。禀自天之訓。問安有礼。無闕三朝。保大成功。已申七德。是命守邦之重。允彰知子之明。況神其告符。天下秘室。克昌景命。必静祿氛。

豈謝金滕啓翌日之期。玄符告彝倫之敍。是故紀元立極。復旧維新。因瑞以表年。順人而定嗣。宥過無大。囹圄皆空。伸遷善。遐荒必被。休徵昭其靈貺。官吏沐

其鴻私。臣等叨侍軒墀。恭承典禮。感戴之極。倍万恒情。無任懇款之至。請奉

制付外施行。謹言。

(制 可)

この唐大詔令集に所収された上元二年（七六二）の皇太子監国制は、中書・門下両省の長官以下の連署があるから、諸州（諸国）へ下される贍制符から再録されたものでは決してなく、門下省の侍中以下が署判しているから中書省の原本から再録されたものでもない。また、この制書には門下省の見解が付言され、制書の施行を請うている。このように制書に対して門下省の見解が付言された場合、これをどのような形で符の中に組み込むのであろうか。しばらく疑問として後考をまちたい。

以上によって、唐代の制敕の下達は符移で以て行うことが明らかになったであろう。次に贍制符とはまったく別の下行文書を示そう。それは河南少林寺に建つ皇唐嵩岳少林寺碑の中にある武徳八年（六二五）二月の秦王教書である。移録は仁井田陞博士の研究による。<sup>13)</sup>

少林寺

賜地肆拾頃

賜水碾壹具

教、前件地、及碾、寺廢之日、国司取以置庄、寺今既立、地等宜並還寺、

武德八年二月十五日、兼記室參軍臨淄侯房玄齡宣

兼主簿玄道白、奉

教如右、請付外奉行謹諮

武德八年二月十五日

依諮

二月十六日録事郭君信受

録事參軍事師仁付田曹

陝東道大行台尚書省

牒少林寺

牒、今得京省秦王府牒稱、奉

教連写如右、此已准

教、下洛州并陳秦府留後国司、准

教、牒至准

教、故牒

武德八年二月廿二日令史威幹牒

主事

膳部郎中判屯田君胤

司戸

牒少林寺

賜地肆拾頃

水碾壹具

牒、上件地及磑、被符奉

教、前件地及磑、寺廢之日、国司取以

置庄、寺今既立、地等宜並還寺者、以狀録牒、任即准

教、故牒、

武德八年二月廿七日史張德威

尉權判丞張開

内容は少林寺に対し秦王世民が四〇項の土地と水碾一具を与えるというものであるが、ここで注意しなければならないのは、牒文の中に教の

本文が組み込まれず、教に連ねて牒文が作成され下行することである。これは対象が少林寺という特定の寺院であるから、このような形をとるのかも知れないが、ともかく、唐朝においては贍制符移とはまったく別の下行形式が存することが明らかになったであろう。

さて、露布の到達形式についてであるが、その形式を若干なりとも推測させる史料にトルファン出土大谷第二五九七号文書(図版I)がある。

首欠

- (1) 依□□支配儀鳳四年諸州庸調及折造雜
- (2) 綵色数等処分事条如右。謹以啓聞。謹啓?
- (3) 儀鳳三年十月廿八日朝散大夫行度支員外(郎臣姓名上)

- (4) □□人夫等□□
- (5) □□□□
- (6) □□同中書門下三品上柱國□□

欠

この文書の(5)行目はまったく判読できない。(4)行目の字体は(1)(2)(3)(6)行目の字体と異なっている。まだこの文書は実見してはいないが、(4)ないしは(5)行目の字が書かれている紙と(1)(2)(3)(6)行目の字が書かれている紙は本来、別のものであり、反故紙となって葬送用のアンペラか何かを使用される際、貼り合わされて一紙になったのではないかと推定される。この文書は従来の研究では「尚書省から西州都督府に下した書類に対する返事の一部であると思われる」と解されているが、誤りであろう。西州都督府から尚書省に対する返書に「朝散大夫行度支員外郎」が署名するはずがないからである。この大谷第二五九七号文書は次に示す奏抄式の一部と認むべきであろう。

唐公式令・露布式の研究



〈奏抄式〉

- (1) 尚書某司謹奏、某々事、
- (2) 左丞相具官封臣名
- (3) 右丞相具官封臣名
- (4) 某部尚書具官封臣名
- (5) (某部侍郎具官封臣名)
- (6) 某部侍郎具官封臣名等云云 謹以申聞謹奏、
- (7) 年月日 某司郎中具官封臣姓名上
- (8) 給事中具官封臣姓名読
- (9) 黃門侍郎具官封臣姓名省
- (10) 侍中具官封臣姓名審
- (11) 聞御画

すなわち、右の奏抄式の(7)行目を中心にした左右部分の断片と解すべきで「同中書門下三品上柱国云々」の高さも適合する。大谷文書(2)行目下部に「謹以啓聞。□□」とあり、奏抄式のように「謹以申聞。謹奏」となっていないのは、儀鳳三年(六七八)十月当時、皇太子監国下において、軍国政務の小事は皇太子の決裁下にあったことを示している。<sup>10)</sup>

ところで、上行文書であり、中央の戸部・度支司の奏抄式が西方辺境のトルファンから出土したのは何故であろうか。理由は二つ考えられる。(一)奏抄式が反故紙となり、京師から西州に運ばれ再利用された。(二)度支司からの奏抄が裁下され——この場合、裁下を示す語は「聞」ではなく「諾」であったであろう——尚書省戸部・度支司の符として全国に下達され、西州に到着した符が反故紙として再利用された。大谷文書二五九七号は(二)の可能性が強いと思う。(一)の考えによれば、奏抄式の断片がトルファンから出土したのはまったくの偶然であったと言ふことになる。(二)に依れば、奏抄式によって奏上された案件は裁下が終れば、紙を連ね尚書省の符して、関係官庁へ下達されることを示しているといえよ

う。つまり、この場合は奏抄であり詔勅とは異なるが、武徳八年（六二五）の秦王教とともに膳制符のように符の中に制書の本文を組み込んで行う下達の方法とは別の下達方法が唐朝には存在したのではないかと推測するのである。露布式は征討軍の報告を尚書兵部から奏抄式によって、皇帝に行うものであり、奏抄式が下達されていく具体的な文書形式は明らかにすることはできないが、奏抄式の下達と同様な形式を有していたと解してよいであろう。

諸州に下達された露布宣布の次第は不明であるが、制書宣布の次第は開成五年（八四〇）三月五日、登州において円仁が詳細に記録しているので、小野勝年博士の訳で示し参考に供しよう。露布は国家的慶事の一案ので、次に示す詔書宣布に舞踏と言う動作が加わると思う。

また京都より新天子の詔書が来りぬ。州城内の大門の前庭の中において、二毯子を鋪き、大門の北の砌の上に一几を置く。几上に紫の帷を敷く。上に詔書を置く。黄紙の上に書せり。州の判官・録事など、県令・主簿など、兵馬使・軍将・軍中・行官・百姓・僧尼・道士のおの職類に依りて列なり、庭の東辺に在りて西に向いて立つ。内より使君が出て来る。軍将二十人が使君の前に在りてみちびく。左右おのおの十人なり。録事・県司らは使君の出でたまうを見て、面を伏すること地に到らんと欲す。使君が唱えて云うに、百姓らよと。諸人とも諾と唱う。使君は一毯の上に立つ。判官もまた一毯の上に立つ。皆、西面して立つ。一軍将あり。諸職名を喚ぶ。録事・県司の列、時を一にして諾と唱う。次に諸軍の押衛・將軍兵馬使の列、軍中の列を喚ぶ。時を一にして諾と唱う。また諸客などという。すなわち諸官客、酢大など諾と唱う。次に百姓などという。百姓老少ともに諾と唱う。次に僧道などという。僧尼道士ともに諾と唱う。次に二軍将ありて、詔書を几より取り、来りて使君の前に置く。「使君は」一拝して、手ずから詔書を取り、額に当ててこれを掲す。一軍将は跪き坐し袖上に「詔書を受け撃<sup>さ</sup>げて庭中に至り、北に向いて立つ。唱えて云う「勅有り」と。使君・判官・録事・諸軍など、ことごとく再拝す。一軍将ありて云う、「百姓よ拝せ」と。百姓、再拝す。ただし僧尼道士は拝さず。ふたりの衛官をして詔書を披かしむ。その二人は緑衫を着く。さらに衛官兩人ありて互に替りて読む。声の大きさは本国の政を申ぶるの声に似たり。詔書は四五紙ばかりなり。読み申ぶることやや久し。諸人は坐さず。詔書を読みおわれば、使君已下、諸人は再拝す。次に録事一人、軍将一人が庭中に出でて、使君に対して謝を言い、走りて本処に向いて立つ。使君は諸司に宣べて云う、「おのおの勤めて勾当せず」と。判官已上のものごとく諾と唱う。次に都使がいう、僧道らよと、僧尼道士は諾と唱う。次にいう、百姓よと。諾と唱う。次に詔書使が使君の前に到りて再拝す。使君は毯を下り、袖をもってこれを遮ぎる。諸官客ら数十人が使君の前に到りて、地に伏し、身を屈めて立つ。軍将は「好し去れよ」と唱う。時を一にして諾と唱う。官人・諸軍・僧道・百姓はここにおいて散じ去りぬ。

## おわりに

以上、唐代の露布及び露布式に関する粗雑な論を展開してきたが、要約すると次のようである。露布の語は漢代よりあったが、戦勝報告という意味とは無関係であり、北魏ころより軍事用語として使用され始めた。露布式を分解して考えれば、現地の征討軍の戦勝報告書と奏抄式から成立しているが、露布式という独自の文書式が奏抄式と並んで公式令の中に規定されていたことを考えれば、二つの要素に分解して理解することは適当でなく、二要素が一つの文書式に組み合されたものが、露布式であると捉えなければならない。露布式自体の復元に関しては唐代の露布詞と朝制要覧所載の露布式から考察したが、朝制要覧所載の露布式は若干の欠点を有するが、唐公式令の逸文とみて大過ないと結論した。

露布式に関連して、唐代行軍制に關しまだ解明すべき問題は多々存するが、唐代の行軍指揮官たる（大）総管の「授斧鉞」の実体は「授旌節」であった。唐代の軍令は私法であり、習慣法であり、唐代においては衛公兵法が著名であるが戦闘の情況、將軍の個性に応じた多様な軍令の存在が可能であって、それは旌節の授与に根拠があるとした。行軍元帥制は唐代においては親王が出征する場合にのみ限定されたものであったが、隋代の開皇軍防令下においては庶姓でも元帥就任が可能であり、中央集権化が進展し改定された大業軍防令に至って、唐代にみられるような親王元帥制が成立したと推測した。

## 註

- (1) 神田喜一郎「支那古文書の研究」（『東洋学説林』所収、弘文堂）
- (2) 菊池英夫氏の唐代軍制に関する研究は多数あるが、ここでは「節度使制確立以前における『軍』制度の展開」（『東洋学報』四四—二、四五—一）をあげておこう。
- (3) 大庭脩「前漢の將軍」（『東洋史研究』二六—四）
- (4) 唐代の符に關しては布目潮風氏の「唐代符制考」（『立命館文学』二〇七号）を参照。
- (5) 旧唐書卷一高祖紀義寧元年春正月戊辰の条には「世子建成爲撫寧大將軍・東討元帥。太宗爲副。總兵七萬。徇地東都」とあり、旧唐書卷六四隱太子建成伝には「將兵十萬」とあり、冊府元龜卷二五九儲官部將兵門義寧元年春正月戊辰の条には「以唐國世子建成爲撫寧大將軍・左元帥。總兵十萬。徇雒陽」とあり、資治通鑑と旧唐書高祖紀の記事が一致しない。

- (6) 旧唐書卷一高祖紀には「西討元帥」とある。
- (7) 唐代前半期において親王以外で元帥に就任した者としては、武徳四年、廬江王李瑗の荆郢道行軍元帥がある（旧唐書卷六〇廬江王瑗伝、同書六七李靖伝）。従って、嚴密に言えば、親王でなくても元帥に就任できたと言えるのであるが、李瑗は皇室の一族であり、創業期のことであるから、彼を親王待遇とみなし、嚴密に考えなくてもよいのではなからうか。
- (8) 菊池氏前掲書
- (9) 大庭修「敦煌発見の張君義文書について」（『ビブリア』二〇）
- (10) 文献通考卷二〇一経籍二八は直齋書録解題を引用しながら卷数を五〇巻とする。
- (11) 仁井田陞「唐令の史的研究」（『唐令拾遺』所収）
- (12) 内藤乾吉「唐の三省」（『中国法制史考証』所収）
- (13) 仁井田陞「唐宋法律文書の研究」八三一頁。仁井田博士の拓本から移録は正確無比であるが、文書として行間のとり方に疑問がある。これは原本が刻碑される時に生じた混乱であろうと思われる。とすれば、ほぼ同時代において原本と写本の異同が生じていることになる。文書式の研究においては行間、特に日付や受理人の署名位置等が極めて重要であり、この拓本の行間のとり方では文書としての意味をなさない。これは刻碑される時、碑の幅の関係から無理に原文書を改変して刻碑したものであると思われるが、教式の復元を含めて、この行間の改変について考えてみたいと思っている。
- (14) 小笠原宣秀・西村元佑「唐代役制関係文書考」（『西域文化研究第二』所収）
- (15) 旧唐書本紀・資治通鑑の儀鳳三年の条には監国の事を伝えず、五月壬戌に高宗が九成宮に幸し、九月丁巳京師に還り、九月辛酉九成宮より至るといふ記事があるのみであるが、この文書に依れば、九月二十八日頃は皇太子の監国下にあったことが判明する。監国時の皇太子の国事行為の文書式に関しては拙稿「トルファン出土唐永淳元年汜德達告身と令書式について」（『大手前女子大学論集』八号）を参照。
- (16) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』第二卷。

#### 附記

本稿は第七十二回史学会大会東洋史部会において発表した原稿に加筆したものである。発表ならびに本稿が成るに当っては大阪大学の布目潮風先生、関西大学の大庭脩先生、北海道大学の菊池英夫先生に多大の御教えをいただき、中田勇次郎先生には有隣館文書を閲覧する労をとっていただいた。ここに深く謝意を表するものである。